

# 第3期 ふじのくに文化振興基本計画

平成26年3月 静岡県

## 「ふじのくに芸術回廊」の実現に向けて

古来、東西のヒト、モノ、情報が行き交う地であった本県は、日本の国土の象徴である富士山を始めとして、四季折々の変化に富む自然に恵まれ、多彩な文化を培ってきました。それらは、本県の礎を築いた先人たちの豊かな発想の基盤となり、今日の“ふじのくに”を形成してまいりました。

平成20年3月に策定した第1期の文化振興基本計画では、基本目標を「『みる』『つくる』『ささえる』人を育て、感性豊かな地域社会の形成を目指す」とし、文化に関わる人材の育成を図り、本県の文化力の向上を推進してきました。

平成23年3月に策定した第2期計画では、いつでもどこでも多彩で魅力的な文化の花が咲き、国内外から憧れられる「ふじのくに芸術回廊の実現」を新たに目標に加え、本県が持つ潜在的な文化力を再認識し、国内外に発信することで、他の地域から憧れを呼ぶ地域づくりを進めてまいりました。

平成25年6月に富士山が世界遺産に登録されたことを機に、文化資源を核とした地域づくりを一層推進するため、第3期計画では「文化」という言葉の示す範囲を更に幅広く捉え、芸術文化だけでなく、郷土の祭りなどの伝統芸能や衣食住にまつわる生活文化、自然景観も対象としています。

また、平成29年度までの4年間に、本計画を効果的に実施していくため、文化振興における県及び中核となる施設や機関について、それぞれの役割を明記しています。

様々な立場の人々が文化に関わり、文化が有する価値や力を改めて確認し、それを教育、産業、まちづくり、福祉等の多くの分野に生かすことで、魅力あふれる日本の理想郷“ふじのくに”を実現してまいります。

計画の策定に当たり、御尽力賜りました静岡県文化政策審議会の委員の方々、貴重な御意見をいただきました県民の皆様を始め、関係の方々に心から感謝申し上げます。

平成26年3月

静岡県知事 川勝 平太

第3期ふじのくに文化振興基本計画  
(静岡県文化振興基本計画)  
目次

序章	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画の目的		
2 計画期間		
3 計画の位置付け		
第1章 文化力とは ～文化の価値とその力	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 文化の範囲		
2 文化の価値		
3 地域づくりにおける文化の力		
第2章 文化振興の基本目標	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1 文化振興の基本方針		
2 計画の基本目標		
3 文化を取り巻く新しい動き		
4 第3期計画推進の考え方		
第3章 施策展開	・・・・・・・・・・・・・・・・	22
重点施策1 子どもが本物の文化に触れる機会の充実		
重点施策2 多彩な文化活動と交流の拡大		
重点施策3 憧れを呼ぶ創造活動の発信		
重点施策4 誇りを育む文化資源の発掘と魅力向上		
重点施策5 文化力の地域づくりへの活用		
重点施策6 地域の文化拠点づくり		
第4章 推進主体の役割	・・・・・・・・・・・・・・・・	57
1 県の役割		
2 県の文化振興の推進体制		
3 県有施設の役割		
(1) 静岡県立美術館		
(2) 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」		
(3) 静岡県舞台芸術公園		
(4) 静岡県埋蔵文化財センター		
(5) 静岡県立中央立図書館		
(6) 富士山世界遺産センター(仮称)		
(7) ふじのくに地球環境史ミュージアム		
4 県の主要機関の役割		
(1) 静岡県立美術館		
(2) 公益財団法人静岡県文化財団		
(3) 公益財団法人静岡県舞台芸術センター(SPAC)		
(4) 公立大学法人静岡文化芸術大学		
5 連携の考え方と可能性		
第5章 政策評価	・・・・・・・・・・・・・・・・	85
1 評価について		
2 評価システムの全体像		
3 評価体系		

# 序 章

## 1 計画の目的

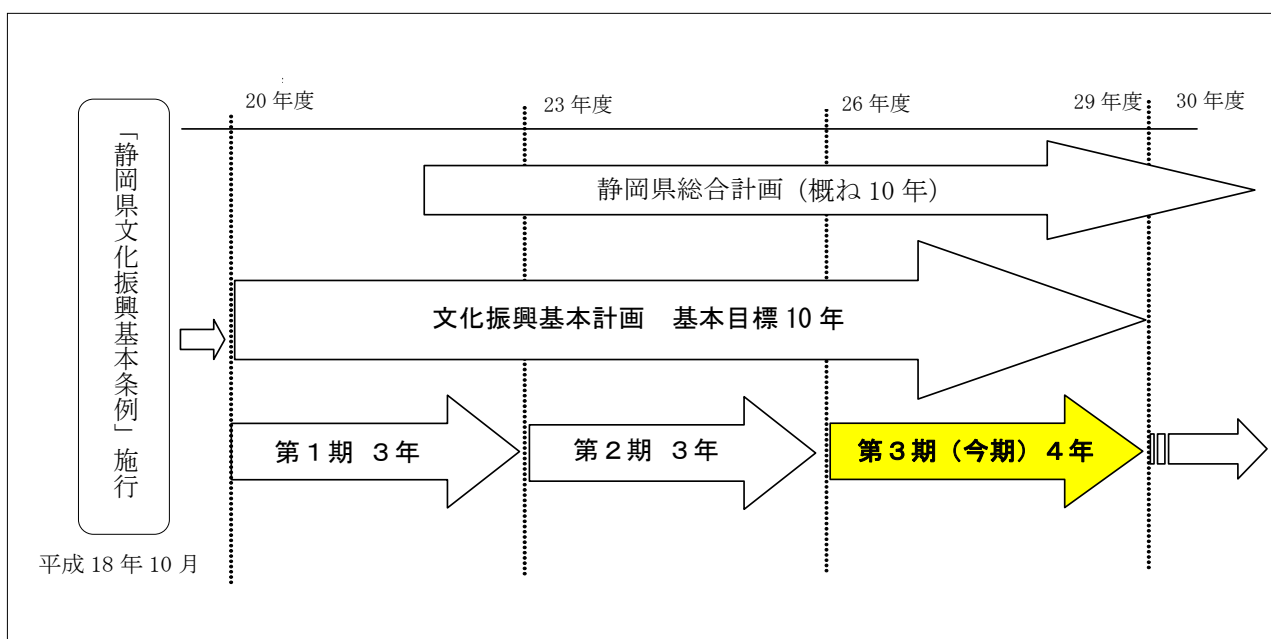
「静岡県文化振興基本計画」（以下「計画」という。）は、「静岡県文化振興基本条例」（平成 18 年 10 月施行。以下、「条例」という。）第 6 条に基づいて策定するもので、文化振興の目標や施策展開の方針等を明らかにし、本県の文化振興施策を総合的かつ効果的に推進することにより、個性豊かで創意と活力あふれる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

## 2 計画期間

文化振興は、その成果が現れるまでに比較的長い期間を要することから、長期的視点に立って取組を進めることが重要です。

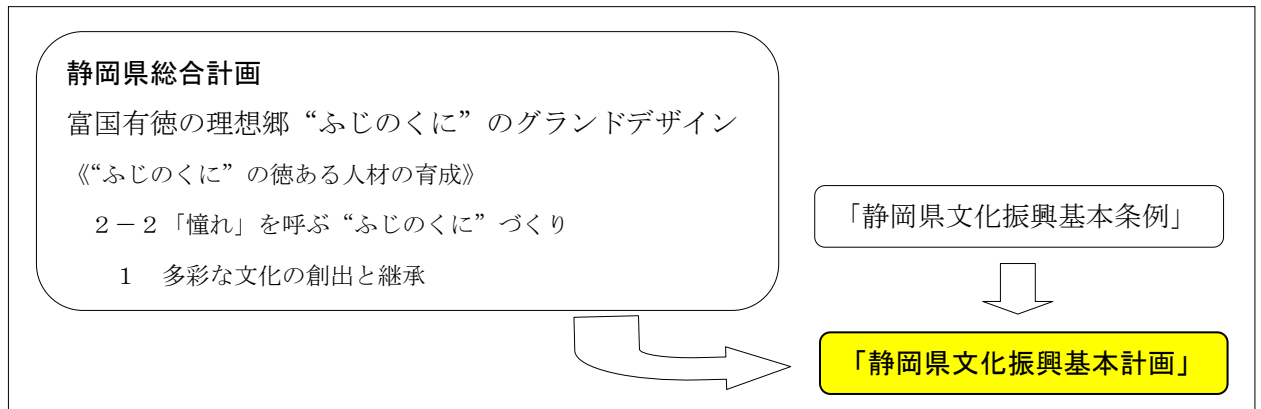
このため、平成 20 年 3 月に、平成 20 年度から 29 年度までの 10 年間を見据えた基本目標と、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間の実施内容を示す第 1 期文化振興基本計画を策定し、平成 23 年 3 月に、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間の計画期間とする第 2 期計画を策定しました。

10 年計画の総仕上げとなる第 3 期計画は、平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間の計画期間として、基本目標の達成に向けて、今後取り組む内容を定めます。



### 3 計画の位置付け

この計画は、「静岡県総合計画」の文化振興に関する分野別計画として、条例に基づき、文化政策の具体的な取組を明らかにする本県の文化振興の基本となる計画です。



# 第1章 文化力とは ～文化の価値とその力

## 1 文化の範囲

### ○ 文化の範囲は幅広く、すべての人に関わるもの

私たちは、美しい響きや色彩、描かれる線の繊細さ、洗練された身体の動きなど、優れた芸術表現に触れたとき、感動し、その場に立ち会えたことに大きな喜びを見出します。それは好ましい印象として、長く人の心にとどまり、日々の活力や救いとなることもあります。このように、文化と聞いて、まず思い浮かぶのは、芸術文化の領域でしょう。

しかし、歴史の中で、自然を生かしながら培ってきた地域の伝統食、衣類の織や染めの技法、伝統芸能や祭、特色ある景観など、暮らしとそれを取り巻く物事、さらに、地域や集団に共通する生活スタイルや価値観なども、文化を形成する重要な要素です。

このように、本来、「文化」という言葉の示す範囲は、非常に広く、衣食住をはじめとする暮らしの全般にわたります。人が人として生きることの根源に文化があると言えます。

本計画では、「文化」をこれまで以上に広く捉えるとともに、文化が有する価値や、文化が個人や社会・経済、地域などにおよぼす力を改めて確認することにより、文化振興が幅広い分野にわたって、すべての人に関わる政策であることを基本的な考え方としています。

## 2 文化の価値

### (1) 人を豊かにする

#### ○ 人生を豊かにし、人間性を育む

美しい絵画や崇高な音楽に触れた時の感動、優れた文学作品を読み、舞台芸術を観ることで呼び起される、生きることの尊さや明日への希望、また、先人たちが培ってきた美しい生活様式や洗練された食文化に対する尊敬と満足感など、私たちの生活は文化によって非常に実りある豊かなものとなっています。

文化とは、私たち一人ひとりに楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらして人生を豊かにするとともに、人間性を育むものです。

#### ○ 自己表現の力を養い、他者を尊重する心を育む

豊かな文化の中で、それらを感じ、吸収しながら育つことには、成人はもちろん、人格形成期の子どもには特に大きな影響力があります。

優れた文化や芸術表現に触れ、自ら音楽や美術、演劇などの創作活動を行うことは、自己表現の力を養い、他者とのコミュニケーション能力を育てる上で大変効果的です。感動を共有することで他人の気持ちや考え方を理解するだけでなく、自分と異なる様々な文化や考え方が存在することを知ることは、相互に理解し合うことの大切さ、他者に対する寛容さを学ぶ貴重な機会となります。

#### ○ 創造性を育む

優れた芸術表現には、単に心地よく美しいだけではなく、主張や表現の激しさ、斬新さにより反発を招き、容易に理解されないものもあるかもしれません。既成の秩序を批判し、価値観を大きく揺さぶる要素を含むものもあります。

しかし、個人が成長していく過程、また社会が大きく変化する時代には、新しいものの見方やアイデアを生み出す創造性が、大変貴重なものとなります。文化活動は、社会に新風を吹き込むという意味で、社会に活力をもたらすような創造性を育みます。

## (2) 社会・経済に貢献する

### ○ 産業や経済における価値の源泉

社会が成熟し、産業構造のソフト化、サービス化が急速に進行した現在、付加価値の源泉としての文化が重要となっています。

例えば商品の宣伝において、その直接的な効能を示すに留まらず、商品の持つ歴史や文化的な背景などを説明し、良いイメージを醸成して買い手にアピールすることは、マーケティング戦略上しばしば行われてきました。

一方、影響力の強い商品の集積が流行を形作り、経済を牽引し、やがて時代や国、地域を象徴する文化として語られるまでになります。例えば、マンガやアニメ、ゲームなどの独特な表現文化や、きめ細やかな美意識を反映した和食文化、また、フランスの美術品や工芸品、アメリカのハリウッド映画が世界的な文化産業を形成しているのは周知のとおりです。

文化は、今後の産業政策や地域経済の振興策を考えるときに不可欠な価値の源泉といえます。

### ○ 観光における重要な要素

観光とは地域の魅力を訪ねるものであり、人々はそこでしか見られないもの、体験できないものを求めて観光します。本県には、富士山をはじめとする自然、温泉、歴史や食など、多彩で魅力的な資源が数多くありますが、それらの多くは、その地で暮らしてきた人々が、自然環境の中で長い年月をかけて培ってきた独特の生活文化として継承されてきたものであり、まさに文化の賜物と言えます。

多くの人々にとって魅力的な観光地を形成していくためには、その地域独特の文化的な魅力を発掘し、磨き上げ、情報発信していくことが重要であり、文化は観光における重要な要素といえます。



## ○ 医療や福祉の現場に活用

心に安らぎや豊かさをもたらす文化は、生涯にわたって人に生きる喜びを与えるものであり、生きがいや自己実現の機会となるものです。高齢化社会を迎える中で、文化の持つ重要性は一層高くなっていくと考えられます。

また、心に傷を負った時に癒しの効果を与えるとも言われており、現代社会の様々な分野で生じている精神的な問題に効果をもたらすことが期待されます。

障害のある人に社会参加の道を拓くために、文化・芸術活動への取組を積極的に取り入れている事例もあります。

このように、医療や福祉の現場をはじめとして、様々な立場の人たちが相互に理解し尊重できる環境を、文化を通じて実現していくことが重要となっています。

## (3) 地域社会の基盤を形成する

### ○ 社会のつながりや地域への愛着を生み出す

伝統的な祭や行事への参加、地域の歴史や文化を知ることがきっかけとして、自分の暮らす地域社会のつながりやその大切さを改めて認識した経験は、多くの人が共有していることでしょう。

そうした実感の多くは、子どものうちから日常生活を送る家庭や学びの場である学校で生まれ、やがて共通の文化を担っているという共感が、その土地への帰属意識を高め、個人が地域において自らの役割を見出すことにつながります。そして、そこに住み続けたいという地域への愛着が醸成されていきます。

文化を育み継承することによって、社会のつながりや地域への愛着が生み出されていきます。

### ○ 相互理解や多様な価値観の尊重を育くむ

国内や海外の多様な文化に触れることは、国や地域を超えて、同じものに感動し、価値を共有することを通じて、国や地域間の相互理解を深めることにつなが

ります。

また、共通の価値観を共有することと同時に、それぞれの違いを認識し、その歴史的な背景や重要性をきちんと理解することは、多様な生き方や価値観を尊重する心を育みます。

文化は地域社会の重要な基盤を形成しています。

### 3 地域づくりにおける文化の力

#### ○ 文化力が地域の魅力を高め、活力を生む

これまで述べたとおり、多面的な価値を持つ文化ですが、地域づくりにおいて最も重要な文化の力＝文化力とは何でしょうか。それは、人々に元気を与え、地域社会全体に活力をもたらすことのできる、文化が本質的に持っている力と言えます。

魅力ある文化は、人々の憧れを集め、周囲の様々な情報や人材を引き付ける求心力を持っています。新たな人が集まることで、新たな発想が生まれ、文化の魅力や価値を一層高めるとともに、産業の高付加価値化や地域の魅力向上の基盤ともなります。

このように、魅力的な文化の発信地は、様々な事柄が互いに関わり合い、社会の幅広い分野に大きな刺激を与えながら、地域の活性化や、まちづくりなどにおいて大きな効果を発揮します。

文化の持つ多様な価値、影響力が重層的に集積することによって、そこで暮らしたいと思う魅力ある地域が形成されます。

#### ○ 文化力の向上は多彩な文化を尊重する精神風土から

こうした循環を生み出すためには、伝統が持つ価値を尊重しつつ、文化的な多様性を認め、自らの風土に誇りを覚えつつ、外来のものや目新しくて珍しいものをも受け入れてみる好奇心と寛容さが必要です。

人々がやりがいや生きがいを見出し、様々な場面でつながりながら活動している地域は、活力に満ちています。

地域社会の構成員である個々の人間が、それぞれの生き方を相互に尊重し、存在を認め合うこと、つまり、あらゆる文化に対して敬意を払い、共有すべき財産として未来の世代のために継承し、それぞれの発展を促すことで、本県の文化力は一層高められます。相互に認め合うことが、地域の文化力向上の重要な基盤となります。

## 第2章 文化振興の基本目標

### 1 文化振興の基本方針

「みる」「つくる」「ささえる」人を育て、感性豊かな地域社会の形成をめざす

本県では、条例に基づき、計画的に文化振興に取り組んでいます。

その際、文化振興の基本的な考え方として、「みる」、「つくる」、「ささえる」という文化活動の3つの要素に着目し、それぞれの要素を担う人を育てることが、本県の文化力の向上につながるという考えから、中長期の政策目標として『『みる』、『つくる』、『ささえる』人を育て、感性豊かな地域社会を形成する』を掲げました。

本計画では、この考え方を文化振興を進める上での基本方針として継承します。

#### 「みる」

感じる、味わう、発見する、知る、体験する、学ぶ、観る、聴く…  
など、五感を使って文化を認知し享受する活動や感じ取る活動

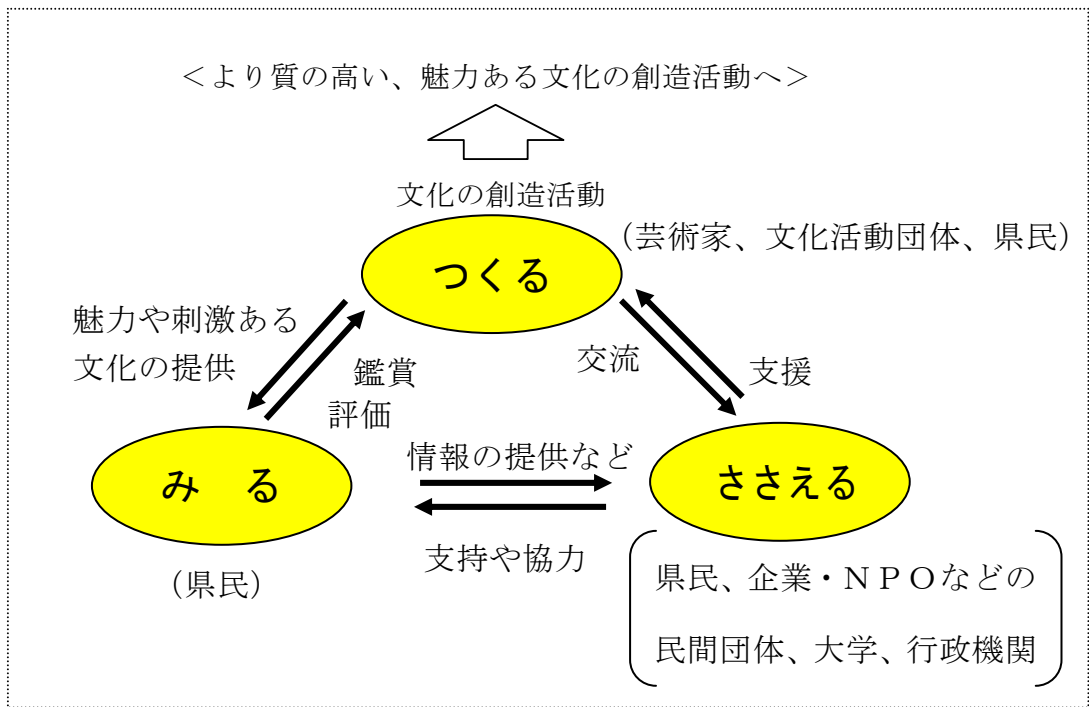
#### 「つくる」

形にする、表現する、演奏する、演じる、活用する…  
など、文化を創造し発展させる活動

#### 「ささえる」

つくる活動を下支えする、運営する、広報する、発信する、伝承する…  
など、文化を支援し共有し伝えていく活動

優れた文化に親しむ人や地域の文化の素晴らしさを知る人が地域に多く集まること、質の高い芸術文化を創造する人や地域の文化をより豊かにしていく人が本県から数多く生まれること、そしてそれらを応援し、輪を広げていくことで地域に根付かせていく人が活躍すること、これらの3つの要素により文化に関わる人材の育成を図り、本県の文化力の向上を目指します。



## 2 計画の基本目標

### 「ふじのくに芸術回廊」の実現

いつでも、どこでも多彩で魅力的な文化の花が咲き、国内外から憧れられる県づくり

本計画では、計画期間に、文化力の向上により実現を目指す基本目標として、「ふじのくに芸術回廊」の実現を掲げます。

#### ○ 多彩な文化により、国内外から憧れられる地域を実現

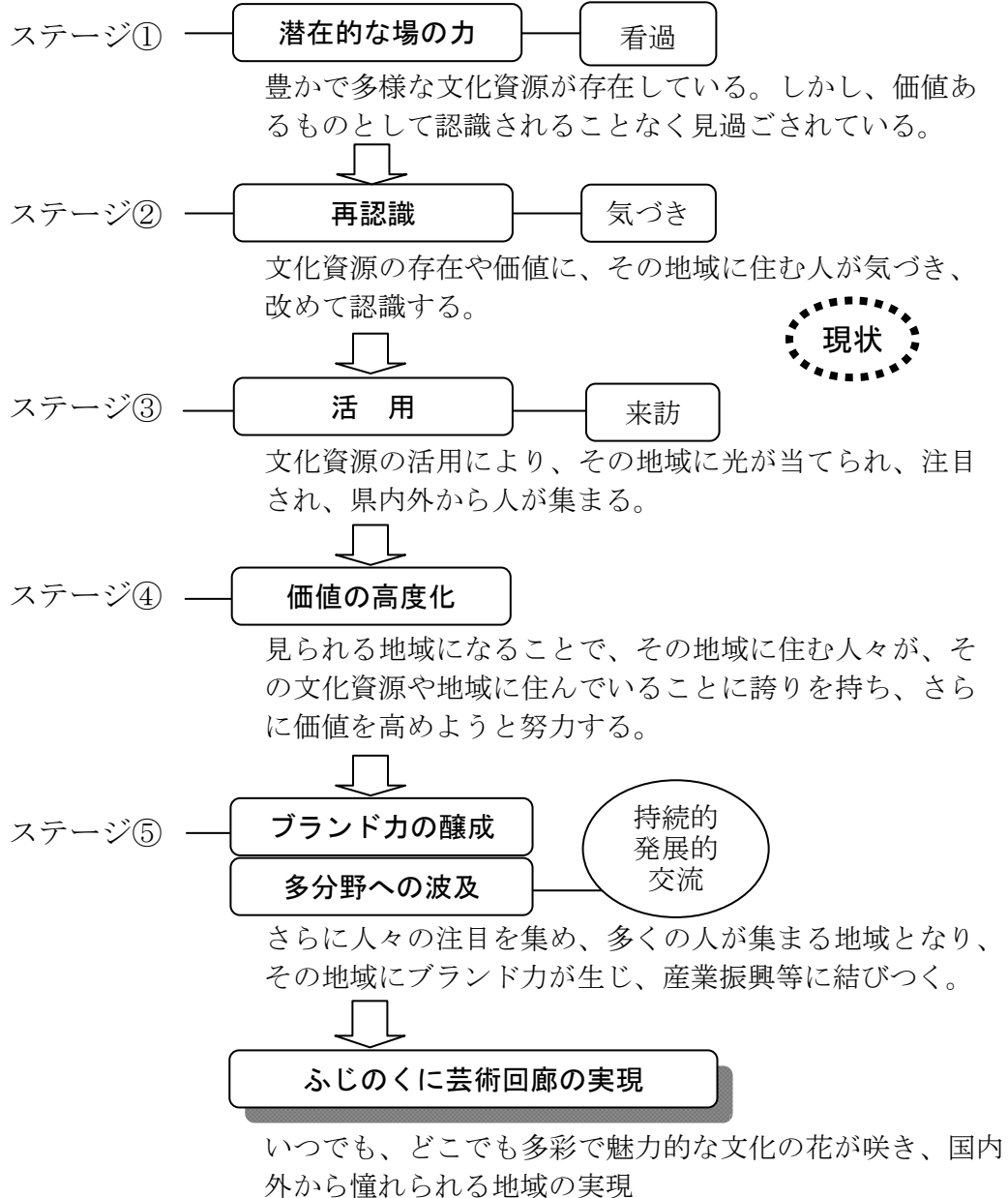
古来、東西文化が交わる本県は、日本文化の象徴である富士山をはじめとする美しく、変化に富む自然のもとで、豊かで多様な文化資源を有しています。

名所や旧跡、歴史的建造物、民話や伝説、田遊びなどの伝統芸能、その源泉たる地域固有の文化、自然景観や動植物、食や特産品、文学作品等のゆかりの地など、人々を惹きつける、魅力的な「場の力」を持っています。その多彩さから、まるで回廊を巡るかのように、次々に新たな感動や刺激に出会える地域であると言えます。

魅力にあふれる美しい地域には、その素晴らしさを実際に見よう、触れようと多くの人々が訪れるので、住む人はさらに地域への誇りを感じ、魅力を高めようと努力することにつながります。文化力を高めようとする結び付きが、憧れを呼ぶようなブランド力ある地域を創ります。

県では、こうした文化力を生かした地域づくりが、県内のあらゆる地域で活発になるよう、「みる」、「つくる」、「ささえる」人の育成など、効果的な施策を展開することにより、いつでもどこでも多彩で魅力的な文化の花が咲き、国内外から憧れられる「ふじのくに芸術回廊」の実現を目指します。

## 「ふじのくに芸術回廊」実現のための道筋



### 3 文化を取り巻く新しい動き

#### (1) 社会的状況

##### ○ 東日本大震災

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、死者 18,703 人、行方不明者 2,674 人、住宅の全半壊 398,876 棟などの甚大な被害をもたらし、今後の国土のあり方にも大きな影響を及ぼす未曾有の災害となりました。(注:被害状況の数値は消防庁災害対策本部発表、平成 25 年 9 月 1 日現在)

こうした中、文化財についても、国指定の文化財だけでも有形無形合わせて約 750 件を数える大きな被害を受け、その後の修復や保護が課題となっています。文化庁では文化財レスキュー事業や文化財ドクター派遣事業のように多くの関係団体や専門家と連携し救援活動を組織的に実施しました。

一方で、ボランティアなどによるチャリティーイベントや、被災地での様々な音楽や芸術が、被災者の心の支えとなりました。また、地域の祭りは、住民の心をつなぐために重要な役割を果たしたと言われていています。このように、大震災のような極限状態においても、文化は地域コミュニティの強化再生に重要な存在であると言えます。

本県は防災先進県として、文化財等の所在情報の整備や保管場所の確保など、災害への備えを万全にするとともに、災害時に文化が果たすことのできる役割についても検討していくことが必要です。

##### ○ 「劇場法」の施行

平成 24 年 6 月、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(以下「劇場法」という。)が施行されました。

同法では、劇場、音楽堂等の文化施設を、文化芸術の継承、創造、発信の場であるとともに、人々の創造性を育む地域の文化拠点として位置付け、コミュニティに支えられた豊かな地域づくりや心豊かな生活、活力ある地域社会の実現に寄与する施設となるべきであるとの役割を明らかにしています。

今後、公立文化施設等において、活動や機能の一層の充実が求められます。



## ○ 富士山の世界遺産登録

平成 25 年 6 月、富士山が世界文化遺産に登録されました。人々は、万葉の時代から富士山を畏怖の念で仰ぎ見、その気高さや美しさに感動し、信仰の対象や芸術の源泉としてきました。

今日、富士山が世界文化遺産に登録されたことは、自然そのものに精神性、宗教性、芸術性を見出してきた日本人の自然観や文化感が世界的に理解されたという点で、画期的なことです。

“ふじのくに”を県づくりの基本理念に掲げる本県では、平成 28 年度開館予定の「富士山世界遺産センター(仮称)」を中心として、文化的な価値等の研究や発信に一層力を入れるとともに、これを模範とした文化振興が求められます。

## ○ 東京オリンピック、パラリンピック

平成 32 年（2020 年）のオリンピックやパラリンピックの開催地が東京に決定しました。

文化庁では、世界中の人々が東京の集まる開催年までに、文化政策の基盤を計画的に強化していく方針であり、地域に根付いた祭りや踊り、日常におけるお稽古事など、日本における様々な文化芸術の体験機会を生かし、文化を通じた交流が図られるよう「文化芸術立国中期プラン」の策定を進めています。

本県でも、“ふじのくに”の文化を発信し交流の輪を広げていく好機ととらえ、国の動きに呼応して、文化分野でオリンピックやパラリンピックに対応していく具体的な施策展開が必要です。

## (2) 本県の新たな取組

本県には、多彩で高品質な食材やお茶、美しく咲き誇る花々、全国第一位の日照環境、豊かで清らかな水や森林など、人々を惹きつける魅力的な地域資源があります。

憧れを呼ぶ“ふじのくに”づくりを進める本県では、こうした素晴らしい資源を生かし、国内はもとより世界の憧れの地となるよう、“ふじのくに”の都づくり事業に取り組んでいます。

### 【 食の都 】

「食材の王国」である本県の特徴を生かして、多彩で魅力ある食材を地域で、おいしく、楽しく、美しくいただくふじのくに「食の都」づくりを進めます。ふじのくに食の都仕事人や、生産者、地域住民、企業、団体などによるネットワーク活動の促進による「食」を核とした地域づくりを進めるほか、地産地消の推進や和食文化の普及による県産食材の消費拡大を図ります。

また、ブランド化の推進による県産品の販売力強化や県外における販路拡大、「食の都大路」や大規模イベント等を活用した「食の都」への誘客促進とふじのくにブランドの定着などを図ります。

### 【 茶の都 】

本県は、県内全域で茶を栽培する日本一の茶産地であることから、様々な視点から茶の価値を高めていくため、本県が有している茶に関する産業、文化、学術、生活、観光等の多岐にわたる優れた資源の活用や、伝統的「静岡の茶草場農法」等を生かした静岡茶のブランド力の再生や強化を図るなど、各施策を一体的に推進します。

また、ふじのくに「茶の都しずおか」から世界に向けた茶の魅力や最新情報の発信のため、「世界お茶まつり」を開催します。

さらに、新たな静岡茶のブランドの構築や、新商品開発による新たな需要創出、国内外への販路拡大、茶業の経営体質や茶関連産業の強化を図っていきます。

### 【 花の都 】

春夏秋冬、花と緑があふれるふじのくに「花の都しずおか」を実現するため、多彩な県産の花や花に携わる豊富な人材など、本県の花きに関する豊かな資源を最大限に活用し、花の文化や伝統を踏まえた花のある暮らしの提案による新たな花の需要の創出や花き産業の振興を図ります。

このため、花の生産から流通、消費に至る花き関係者が連携し、本県が多彩で

優れた花の生産県であることをPRすることにより、県産花きのブランド化を進めます。

また、「浜名湖花博 2014」や、「ふじのくに花の都フェア」、「花の都づくり県民大会」、セミナーの開催などにより、花のある暮らしを提案し、新たな需要創出と消費拡大を図ります。

さらに、「花の都」づくりを担う人材の育成や、花に関する情報の集積や発信の仕組みづくりに取り組みます。

## 【 太陽の都 】

全国トップの日照環境に恵まれた本県の地域特性を生かし、県民や企業、市町等と協働して、住宅や事務所における太陽光発電や太陽熱利用設備の導入に取り組むとともに、災害時に防災拠点や避難所となる公共施設等への太陽光発電と蓄電池の導入を進めます。

## 【 水の都 】

富士山の湧水や浜名湖の景観など、本県の恵み豊かな水資源を大切に守り継承するため、水環境の保全を図るとともに、水の恵みやその利活用に関する情報発信を行います。

「水の都」としての本県の魅力を実感することができるよう、水の恵みに関する様々な情報について各種広報媒体を活用して発信します。

また、地下水の適正管理をはじめ、河川や湖沼環境の保全や多自然川づくり等により、水資源の保全や美しい水辺景観の保全と創造を図ります。

さらに、安全で良質な水の安定供給や、水資源を活用した地域の魅力向上など、水資源や水辺景観の利活用による地域づくりを進めます。

## 【 森林(もり)の都 】

美しく恵み豊かな森林に包まれ、環境、経済が調和した森林の文化、木の文化が香る「森林の都」の実現のため、森林との共生（守り、育て、活かす）の取組を進めます。

このため、豊かな森林資源の適正な整備や保全、県産材の安定供給体制の確立に取り組み「森林・林業の再生」を図ります。

また、豊かな森林の恵みである県産材を、住宅、オフィス、公共建築物などへの需要拡大に取り組み「木のある暮らしの創出」を図ります。

さらに、森林とふれあう機会の提供など県民の理解と参加の促進と、森林や山村の資源の活用など魅力・強みを生かした山村づくりに取り組み「森林を活用した都市と山村の交流」を図ります。

## 4 第3期計画推進の考え方

平成20年に策定した第1期文化振興基本計画では、10年後の姿として、文化的な面から、県民一人ひとりが誇りを感じ、住みやすい、暮らしたいと思う魅力ある地域をつくることを掲げ、文化を「みる」、「つくる」、「ささえる」人を育てるための各種施策を推進することとしました。

平成23年度から3年間を計画期間とする第2期文化振興基本計画では、平成21年に開催した「第24回国民文化祭 しずおか2009」において、本県の豊かな文化資源の存在が明らかになったことを踏まえ、基本目標に「ふじのくに芸術回廊」の実現を掲げ、県内の多彩な文化資源の再認識や情報発信、魅力の向上等に取り組み、平成25年6月には、本県の文化の象徴とも言える富士山の世界遺産登録が実現しました。

10年間の仕上げの時期となる第3期文化振興基本計画では、これまでの取組をさらに進展させ、文化の範囲を、芸術文化をはじめ、伝統芸能、生活文化、さらには郷土の祭や自然景観など、幅広く捉え、文化が持つ様々な価値を再認識するとともに、その力を、教育、産業・経済、まちづくり、福祉・医療など、様々な分野に生かすことにより、日常生活に文化が息づく魅力あふれる地域づくりを推進します。

第3期計画において「ふじのくに芸術回廊」実現のために重点的に取り組む施策を、第2期計画の実績を踏まえて、次のとおり設定します。

### (1) 「みる」：文化振興の基盤・人づくり

#### ○ 子どもが本物の文化に触れる機会の充実

第2期計画では、文化を「みる」人を育てるための施策として、特に、将来の本県を担う子どもたちに、感受性に優れた時期に豊かな文化・芸術体験をしてもらうことが重要であることから、「子どもが本物の文化に触れる機会の充実」に重

点的に取り組むこととし、「ふじのくに子ども芸術大学」の開校や、県文化施設における芸術鑑賞事業への招待、施設観覧料の無料化及び低廉化、県が進める各種文化事業への学生の参加促進など、子どもを対象とする施策を展開してきました。

こうした取組は、県だけでなく、市町や地域の文化団体等においても実施されており、子どもを対象とした文化振興事業の充実が図られたものと考えています。

第3期では、これらの施策に継続して取り組むとともに、これまでの成果を踏まえて、県、県有施設、市町、地域の文化団体など、様々な主体が実施する子どもを対象とする事業の相互連携や、戦略的な取組を進めることにより、重点施策「子どもが本物の文化に触れる機会の充実」を一層効果的に推進します。

## ○ 多彩な文化活動と交流の拡大

第2期計画では、県民を対象とする文化活動の促進に関して、重点施策「県民の文化活動の裾野と文化交流の拡大」として、県立美術館やグランシップなどにおける上質な文化鑑賞機会の提供や、「ふじのくに芸術祭」に代表される文化活動の発表機会の提供、さらにアジア地域との国際的な文化交流などに取り組んできました。

しかし、3年に1度実施している「文化に関する県民意識調査」の結果では、1年間に文化を鑑賞した人の割合や自ら文化活動をした人の割合は微増にとどまっており、より多くの人々が、年齢にかかわらず、生涯を通じて様々な形で文化活動に積極的に関わることにより、本県の文化力向上の基盤を形成していくことが重要です。

第3期計画では、文化の重要性を理解し、文化活動に積極的に関わろうとする人々を増やしていくことが、文化力の高い県づくりの基盤を形成することから、文化を「みる」人を育てる取組として、重点施策「多彩な文化活動と交流の拡大」を位置付け、鑑賞や発表の機会充実、文化を通じた交流の拡大等を一層推進します。

## (2) つくる：魅力ある文化の創造と発信

### ○ 憧れを呼ぶ創造活動の発信

第2期計画では、「世界的な創造活動の推進」を重点施策として掲げ、SPACによる世界的な舞台芸術作品の創造や静岡国際オペラコンクールの開催による世界的な人材の育成に取り組んできました。

SPACは、フランスを始めとする海外公演を積極的に展開して高い評価を得るとともに、「ふじのくにせかい演劇祭」に海外から優れた劇団が来訪するなど、海外との交流を深めてきました。また、静岡国際オペラコンクールも平成23年に第6回コンクールを開催し、「国際音楽家コンクール世界連盟」加盟の音楽分野の登竜門として定着しています。

第3期計画では、こうした実績を踏まえ、他の地域から憧れを呼ぶような地域文化の担い手を戦略的に育成していくという観点から、「憧れを呼ぶ創造活動の発信」を重点施策として、現在活動中の芸術家や文化活動団体が、自らの芸術表現に磨きをかけ、積極的に国内外に発信していくことを推進します。

このため、SPACによる舞台芸術振興や静岡国際オペラコンクールの開催など、世界的な文化創造や人材育成に継続して取り組み、本県から世界への文化の発信を一層強化するとともに、本県ゆかりの優れた芸術家や文化活動団体が活躍できるような環境づくりに取り組みます。

### ○ 誇りを育む文化資源の発掘と魅力向上

第2期計画では、「ふじのくに芸術回廊」の実現を目指し、県内の多彩な文化資源の再認識に積極的に取り組みました。重点施策に「誇りを育む文化資源の発掘と交流の拡大」を掲げ、「文化資源データベース」を開設し、芸術文化だけでなく、自然景観、文化財、祭りや郷土芸能、食など、地域の特色を形作る文化資源を数多く登録するとともに、「静岡県のすごい産業遺産」の発行や生活文化フォーラムの開催などによって、特定のテーマによる文化資源の価値の再認識と情

報発信に重点的に取り組んできました。また、文化資源を核とする交流の拡大を進めるため、文化資源を巡るツアーを実施しました。

第3期計画では、この実績を生かし、「誇りを育む文化資源の発掘と魅力向上」を重点施策として、さらに文化資源の発掘と情報発信に努めます。特に文化資源の活用において、市町や地域の文化活動団体などとの連携を深めることにより、より効果的な情報発信や交流人口の拡大につなげていきます。

### (3) ささえる：文化を発展させる体制づくり

文化活動を継続し、活発化させるには、文化を「ささえる」人の存在が不可欠です。

「ささえる」機能の充実は、この計画の特徴的な取組であり、これまで、第1期、第2期計画において、主に、「ささえるチカラ」データベースによる地域で活躍する文化支援活動の発掘や紹介、公立文化施設職員等を対象とするアートマネジメント研修の実施、市町や公立文化施設、アートNPOなどのネットワークの構築などを進めてきましたが、「みる」、「つくる」取組に比較して、「ささえる」取組は、未だ不十分な状況であると認識しています。

一方で、新たに制定された「劇場法」に示されたとおり、地域の文化拠点には、これまで以上に、地域社会に対して大きな役割を果たすことが期待されています。

### ○ 文化力の地域づくりへの活用

第3期計画では、文化をより幅広く地域社会に生かすことを目指し、教育、産業・経済、まちづくり、医療・福祉など、様々な分野において、文化・芸術との協働の取組を推進します。

まず、食や茶など、本県に根付いた生活文化の価値を経済的側面で発揮し、地域経済の発展に結びつけていく取組や、富士山をはじめとした本県の文化的魅力を生かした観光地づくりを推進します。

さらに、より幅広い分野との協働を実現するため、文化の持つ多面的な価値や

他分野への影響力についての共通認識を形成するとともに、実際に、文化を産業やまちづくりなどに生かす新たな事業を促進します。

こうした取組により、文化を「ささえる」人材の育成や、文化を中心に様々な分野の関係者が横断的につながる「場」の整備を進めていきます。

## ○ 地域の文化拠点づくり

文化を「ささえる」主体は、市町、文化施設、NPO団体や企業など、様々な主体にわたることから、第3期計画では、重点施策に「地域の文化拠点づくり」を掲げ、市町や公立文化施設だけでなく、民間の施設やアートNPOなどの多様な活動団体が、地域の文化拠点の役割を担って活躍できる環境づくりを進めます。

具体的には、これまで実施してきたアートマネジメント研修やネットワーク構築の実績を踏まえて、より実践的、専門的なアートマネジメントを学ぶことのできる機会を充実するとともに、情報の共有化や意見交換の場の設定、活動基盤確保のための支援などに取り組みます。

### < 6つの重点施策（第2期と第3期の比較） >

	第2期	→	第3期
文化振興の基盤・人づくり 「みる」	1 子どもが本物の文化に触れる機会の充実	→	1 子どもが本物の文化に触れる機会の充実
			2 多彩な文化活動と交流の拡大
魅力ある文化の創造と発信 「つくる」	2 世界的な創造活動の推進	→	3 憧れを呼ぶ創造活動の発信
	3 誇りを育む文化資源の発掘と交流の拡大		4 誇りを育む文化資源の発掘と魅力向上
	4 県民の文化活動の裾野と文化交流の拡大		
文化を発展させる体制づくり 「ささえる」	5 県内公立文化施設の機能の向上	→	5 文化力の地域づくりへの活用
	6 ささえる人材・団体のネットワークづくり		6 地域の文化拠点づくり

- ・ 第3期の「みる」は、年齢に関係なく鑑賞し体験する活動を内容とします。
- ・ 第3期の「つくる」は、地域や県外に発信することで憧れを呼ぶ独自性の強い創造活動と、優れた文化資源を掘り起こして活用し磨きをかけていく活動の2つを内容とします。



## 第3章 施策展開

### ■ み ー る ～ 文化振興の基盤・人づくり ～

#### 重点施策1 子どもが本物の文化に触れる機会の充実

「ふじのくに子ども芸術大学」など

#### 重点施策2 多彩な文化活動と交流の拡大

「ふじのくに芸術祭」など

### ■ つ ー く る ～ 魅力ある文化の創造と発信 ～

#### 重点施策3 憧れを呼ぶ創造活動の発信

「静岡国際オペラコンクール」など

#### 重点施策4 誇りを育む文化資源の発掘と魅力向上

「伊豆文学フェスティバル」など

### ■ さ ー さ へ る ～ 文化を発展させる体制づくり ～

#### 重点施策5 文化力の地域づくりへの活用

「地域社会における文化力活用の基盤整備」など

#### 重点施策6 地域の文化拠点づくり

「ささえる団体の人材育成への支援」など

本章では、第2章の4「第3期計画推進の考え方」に基づき、計画期間中に実施する6つの重点施策について、具体的な取組や、代表的な事業を記載します。

○ 施策の目的

施策の実施によって目指す目的を記載します。

○ 施策の効果的な推進に向けた作戦

基本目標を達成するために、施策をいかに効果的に推進していくかという観点から、特に重点的な取組について記載します。

○ 主な取組

「作戦」に基づいて実施する具体的な取組を記載します。

○ 代表的な事業

主な取組のうち、重点施策を代表する事業について、概要、今後の方向性、実施における役割度、各重点施策への貢献度、計画期間中の重点的な取組を記載します。

## 重点施策 1 子どもが本物の文化に触れる機会の充実

### 【施策の目的】

本県の将来を担う人材が育つためには、子どもの時に上質で多彩な文化・芸術に触れ、感動や驚きといった刺激を受けることで、豊かな感性や創造性が育まれていくことが重要です。

また、そうした機会を設けることは、文化を尊重する心を育て、創造活動の基盤をつくることにつながります。

このため、県内各地域のすべての子どもたちが、優れた音楽や、舞台芸術、伝統文化等を数多く鑑賞し、体験できる環境づくりを推進します。

### 【施策の効果的な推進に向けた作戦】

「文化が人を創る」という観点から、文化・芸術に対して興味が芽生えていない子どもも含めて、すべての子どもたちが鑑賞や体験の機会を得られるようにするため、子どもの日常生活の場である学校での事業の活発化に向けた取組を進めます。

また、子どもたちが、多彩な分野の上質な文化・芸術に身近に触れる機会をつくるため、県の施設等で、様々な鑑賞・体験事業を実施します。

さらに、市町や文化施設、文化団体等の多様な担い手により、県内各地域で子どもを対象とした事業が展開されるための取組を進めます。

## 【主な取組】

### ◆ 第一線の芸術家による体験・創造講座の開講

- ・ 県は、県内の小中学生を対象に、音楽や演劇、美術、伝統芸能等、様々な分野の第一線で活躍する芸術家が講師となり、文化・芸術の楽しさや奥深さを教える体験・創造講座「ふじのくに子ども芸術大学」を、静岡文化芸術大学、文化施設、文化団体等との連携により実施します。

### ◆ 学校単位での鑑賞・体験機会の充実

- ・ 県は、県立美術館の展覧会、グランシップの音楽公演やSPACの舞台芸術を、中学生が学校や学級単位で鑑賞する「子どもたちの文化芸術鑑賞推進事業」を実施します。
- ・ 県は、地域に住む音楽、美術、伝統文化等の指導者を、中学校、高校等へ派遣し、授業の中で実技指導や講話等を行う出前講座を実施します。
- ・ 県は、国等と連携し、優れた芸術家が学校へ出向いて実技を披露する事業や、一流の劇団や楽団が体育館で公演やワークショップを行う事業を実施します。

### ◆ 県の施設や機関における鑑賞・体験機会の提供

- ・ 県立美術館は、親子を対象とした館内ギャラリーツアー、学芸員の出張美術講座等の美術作品の鑑賞・普及事業や、収蔵作品をデッサンするワークショップなどの多彩な実技体験講座を実施します。また、大学生以下の観覧料無料化の取組などにより、優れた美術作品を鑑賞する機会の拡大を図ります。

- ・ 県文化財団は、グランシップを拠点として、音楽や伝統芸能、連詩などの上質で多彩な文化・芸術の鑑賞機会を提供するとともに、学校への出前公演の実施などにより、身近な場所で文化・芸術に触れる機会をつくります。また、中高生が、劇場という特別な空間で鑑賞する機会を得やすくするため、グランシップにおいて学校単位で鑑賞する際の交通費の補助を行います。
- ・ SPACは、中高生を招待する舞台芸術鑑賞事業や、劇団員と高校演劇部との交流、親子演劇教室などの実施により、子どもたちがトップレベルの舞台芸術に触れる機会をつくります。
- ・ 県埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財に対する子どもたちの理解を深めるため、発掘調査により出土した遺物の展示や公開、学校への出前講座、埋蔵文化財センターでの体験教室などを実施します。

#### ◆ 美術館連携によるキッズアートプロジェクトの推進

- ・ 県立美術館は、子どもが本物の芸術作品を数多く鑑賞する機会をつくるため、県内の全小学生を対象に、県内の美術館や博物館の展覧会等を無料鑑賞できる事業を、各関係機関との連携により実施します。

#### ◆ 子どもを対象とした事業の活発化に向けた取組

- ・ 県は、市町や文化施設、文化団体等、多様な担い手により、子どもを対象とした多彩な事業が展開される環境をつくるため、「市町等文化行政推進連絡会議」などの場において、県が実施した事業を例示として紹介します。

◆ 文化の教育的な効用に関する普及や啓発

- ・ 県は、音楽や演劇等の鑑賞体験が、子どもの自己表現力やコミュニケーション能力を向上させるなどの教育的な効用について、子どもを対象とした事業の実施時や、教育関係者に配付される広報紙で紹介し、校長や教師の理解を深めていきます。

◆ 学校における文化部活動の支援

- ・ 県は、学校教育における文化活動を促進するため、作品の発表の場となる総合文化祭などを実施する中学校文化連盟、高等学校文化連盟の活動を運営面で支援します。
- ・ また、全国レベルのコンクールやコンテストなどでの活躍が期待できる文化部活動や、特色ある部活動に対して、外部の優れた指導者「文化の匠」を派遣するとともに、各学校が部活動などに地域の人材を有効活用できるよう、退職教員などの人材情報を集約して、学校等に情報提供する「学びの『宝箱』」を実施します。

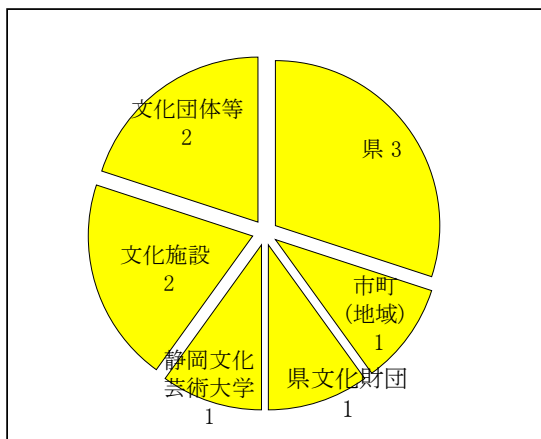
【代表的な事業】

○ ふじのくに子ども芸術大学

目 的	小中学生が文化・芸術を体験・創造する機会を提供する											
開始年度	平成 23 年度	実施主体	県（ふじのくに子ども芸術大学実行委員会）									
概 要	<p>音楽や演劇、美術、伝統芸能等、様々な分野において第一線で活躍する芸術家が講師となり、県内の小中学生に文化・芸術の楽しさや奥深さを教える体験型の講座です。実行委員会が自ら実施する「企画型」と、各地域の文化施設や、文化団体等が実施する「公募型」の2つのタイプにより構成されており、学校の夏休みが始まる7月下旬から約半年間にわたって県内各地で開催します。</p> <p>公募型には、実行委員会委員、静岡文化芸術大学教授、県文化財団の職員が立ち会って評価レポートを作成し、内容を検証することで、講座の質の向上を図っています。</p> <p>・平成 25 年度実績</p> <table border="1" data-bbox="475 1167 1426 1715"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1167 600 1234">区 分</th> <th data-bbox="600 1167 1281 1234">内 容</th> <th data-bbox="1281 1167 1426 1234">参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1234 600 1503">企画型</td> <td data-bbox="600 1234 1281 1503"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鎧塚 俊彦氏「スイーツは畑から」（食文化）</li> <li>・ 増田 順一氏「ポケモン誕生秘話」（メディア）</li> <li>・ 三枝 成彰氏「音楽で生きていくために」（音楽）</li> <li>・ 露木 茂 氏「ことばをつたえる」（朗読）</li> </ul>                     以上 4 講座                 </td> <td data-bbox="1281 1234 1426 1503">180 人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1503 600 1715">公募型</td> <td data-bbox="600 1503 1281 1715"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「子どもパーカッション」（音楽）</li> <li>・ 「おかしな国 大騒動」（演劇）</li> <li>・ 「日本舞踏こども体験講座」（伝統芸能）</li> </ul>                     など 33 講座                 </td> <td data-bbox="1281 1503 1426 1715">1,115 人</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	内 容	参加者数	企画型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鎧塚 俊彦氏「スイーツは畑から」（食文化）</li> <li>・ 増田 順一氏「ポケモン誕生秘話」（メディア）</li> <li>・ 三枝 成彰氏「音楽で生きていくために」（音楽）</li> <li>・ 露木 茂 氏「ことばをつたえる」（朗読）</li> </ul> 以上 4 講座	180 人	公募型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「子どもパーカッション」（音楽）</li> <li>・ 「おかしな国 大騒動」（演劇）</li> <li>・ 「日本舞踏こども体験講座」（伝統芸能）</li> </ul> など 33 講座	1,115 人
区 分	内 容	参加者数										
企画型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鎧塚 俊彦氏「スイーツは畑から」（食文化）</li> <li>・ 増田 順一氏「ポケモン誕生秘話」（メディア）</li> <li>・ 三枝 成彰氏「音楽で生きていくために」（音楽）</li> <li>・ 露木 茂 氏「ことばをつたえる」（朗読）</li> </ul> 以上 4 講座	180 人										
公募型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「子どもパーカッション」（音楽）</li> <li>・ 「おかしな国 大騒動」（演劇）</li> <li>・ 「日本舞踏こども体験講座」（伝統芸能）</li> </ul> など 33 講座	1,115 人										
今後の方向性	<p>将来的に、地域主導で類似の事業が展開される環境をつくるため、本事業を実施する中で、県と市町、文化施設、文化団体等とのネットワークを築くとともに、それぞれの担い手の企画力、運営力の向上に寄与します。</p>											

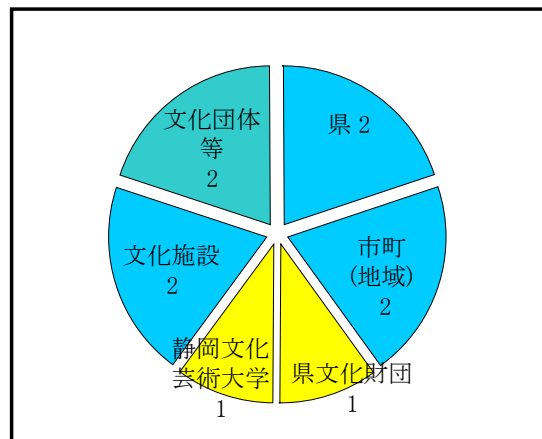
【実施における役割度】

＜現状＞



- 県が全体運営（実行委員会方式）
- 企画型は県が運営
- 公募型は文化施設や文化団体等が運営（県が運営費の一部を助成）

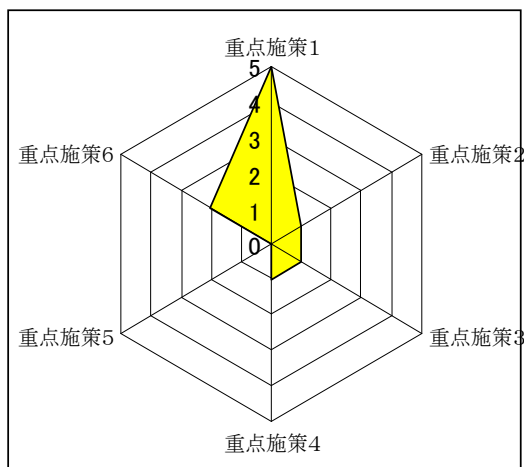
＜目指すべき姿＞



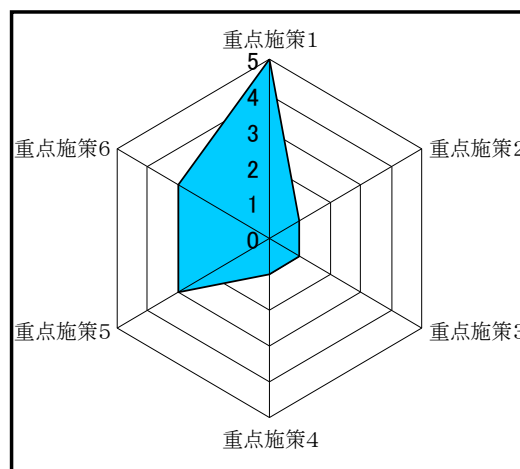
- 企画型はトップレベルの講座として、県（実行委員会）主導で実施
- 公募型は市町主導とし、地域の特性を生かして実施

【各重点施策への貢献度】

＜現状＞



＜目指すべき姿＞



【第3期計画期間中の重点的な取組】

- 自己表現力や創造性の向上につながる質の高い講座が増えるよう、内容の向上を図っていきます。
- 県内全ての地域の子どもたちが参加可能な講座とするため、日頃、文化・芸術に触れる機会を得ることが困難な地域においても実施します。



## 重点施策２ 多彩な文化活動と交流の拡大

### 【施策の目的】

県民一人一人が文化・芸術を楽しみ、文化活動に参加することは、日々の生活に潤いをもたらすと同時に、多様な価値観を尊重する心の育成につながります。それは、文化活動への更なる関心や、文化を通じた交流を促進させ、県内で多彩な文化活動が展開されるための基盤を形成することにもなります。

このため、県民が日常において文化・芸術に数多く触れ、様々な活動に自ら参加できる環境づくりを進めます。

### 【施策の効果的な推進に向けた作戦】

県文化施設において上質で多彩な文化・芸術を鑑賞し、体験する機会を提供します。

また、県民が文化活動に参加する環境を充実するため、鑑賞や発表の場を提供するとともに、文化活動に関する情報提供等の取組を進めることにより、個々の活動を支援します。

さらに、文化を通じた国内外の交流を促進します。

### 【主な取組】

#### ◆ 県文化施設における鑑賞や体験機会の提供

- ・ 県立美術館は、17世紀以降の風景画や富士山をモチーフとした作品など、系統的に収集したコレクションを活用した展覧会を開催するほか、国内外の優れた作品を借り受けた特別展などを開催します。また、学芸員の専門性を発揮したワークショップやセミナーを実施します。
- ・ 県文化財団は、国内外のトップアーティストの招へい公演や、県民参加型の音楽イベント「グランシップ音楽の広場」などの上質で多彩な自主事業をグランシップにおいて実施するとともに、文化を通じた国内外との交流を促進します。

- ・ S P A Cは、専用劇場を拠点にトップレベルの舞台芸術作品の鑑賞機会を提供するとともに、参加者が俳優と一緒に戯曲を読む「リーディング・カフェ」や、演劇教室などのワークショップ活動を積極的に実施し、県民が舞台芸術に親しむ機会を提供します。

#### ◆ 芸術祭や美術展の開催

- ・ 県は、県民が文化活動に参加する機会を充実するため、県文化協会や、市町、障害福祉団体、NPO団体等との連携により、「ふじのくに芸術祭」、「静岡県障害者芸術祭」、「静岡県すこやか長寿祭美術展」を実施します。

#### ◆ 文化活動に関する情報提供

- ・ 県は、情報誌「アトリエふじのくに」において、市町や文化団体等が実施する芸術、伝統文化、食などのイベントをカレンダー形式で網羅的に掲載し、県内の多彩な文化活動に関する情報を県内外へ情報発信します。

#### ◆ 文化活動への顕彰等

- ・ 県は、県内で実施される美術、音楽、伝統芸能等の文化活動に対して「知事賞」などの顕彰を行うとともに、その展覧会や発表会を後援し、活動を支援します。
- ・ 県文化財団は、文化活動を通して県民生活の向上や活力ある郷土づくりに功績があった人や団体を顕彰します。

#### ◆ 文化を通じた国内外との交流拡大

- ・ S P A Cは、海外からトップレベルの劇団を招へいする演劇祭を開催し、世界的な舞台芸術作品の鑑賞機会を県民へ提供するとともに、舞台芸術を通じた国際交流を推進します。
- ・ 県は、平成24年に友好協定締結30周年を迎えた中国の浙江省との音楽、美術、舞踏などを通じた交流や、平成25年に締結した韓国の忠清南道との友好提携を踏まえ、アジア地域との文化を通じた民間交流を促進します。
- ・ 県は、県内の文化団体が、国民文化祭の参加を通じて県外の団体との交流が拡大するよう、推薦団体の派遣に係る助成を行います。

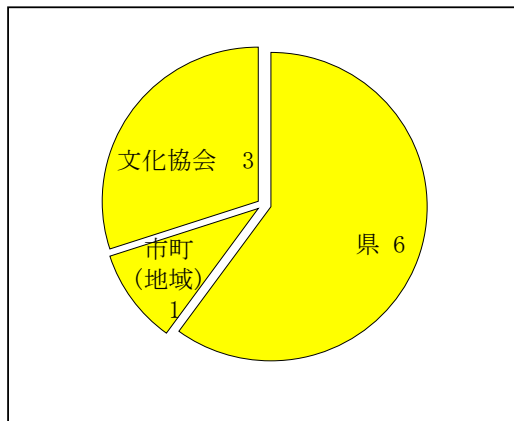
【代表的な事業】

○ ふじのくに芸術祭

目 的	県民に創作活動の発表や多彩な作品の鑑賞機会を提供する																							
開始年度	昭和 36 年度	実施主体	県																					
概 要	<p>ふじのくに芸術祭は、当初、県芸術祭として、文学、美術、音楽・舞台芸術の 3 部門に、華道や水石などの生活文化部門が加わり、半世紀に及ぶ歴史を刻んできました。平成 23 年度からは、四季折々の特色ある事業を通年で実施することで、より多くの発表や鑑賞の機会を提供するため、県文化施設の事業、伊豆文学賞などの県事業、市町や文化団体等が実施する文化事業を加えた総合芸術祭として、「ふじのくに芸術祭」という名称により開催することとしました。</p> <p>近年は、文学部門に、高校生短歌・俳句コンクールを設けるなど、次代を担う若い世代を育成する観点から、内容の充実を図っています。</p> <p>・平成 25 年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門(種目等)</th> <th>応募・出演者(人)</th> <th>鑑賞者(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美術(美術展、写真展、書道展、優秀作品展)</td> <td>1,410</td> <td>12,934</td> </tr> <tr> <td>文学(文芸コンクール、高校生短歌・俳句コンクール)</td> <td>2,131</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>音楽・舞台芸術(合唱コンクール、演劇コンクール、舞踊公演、邦楽演奏会)</td> <td>1,002(51)</td> <td>4,175</td> </tr> <tr> <td>生活文化(華道展、水石展)</td> <td>153</td> <td>1,553</td> </tr> <tr> <td>普及事業(学生アートフェスティバル、ワークショップなど)</td> <td>359</td> <td>1,508</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>5,055</td> <td>20,170</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※括弧書きは団体数</p>			部門(種目等)	応募・出演者(人)	鑑賞者(人)	美術(美術展、写真展、書道展、優秀作品展)	1,410	12,934	文学(文芸コンクール、高校生短歌・俳句コンクール)	2,131	—	音楽・舞台芸術(合唱コンクール、演劇コンクール、舞踊公演、邦楽演奏会)	1,002(51)	4,175	生活文化(華道展、水石展)	153	1,553	普及事業(学生アートフェスティバル、ワークショップなど)	359	1,508	合 計	5,055	20,170
部門(種目等)	応募・出演者(人)	鑑賞者(人)																						
美術(美術展、写真展、書道展、優秀作品展)	1,410	12,934																						
文学(文芸コンクール、高校生短歌・俳句コンクール)	2,131	—																						
音楽・舞台芸術(合唱コンクール、演劇コンクール、舞踊公演、邦楽演奏会)	1,002(51)	4,175																						
生活文化(華道展、水石展)	153	1,553																						
普及事業(学生アートフェスティバル、ワークショップなど)	359	1,508																						
合 計	5,055	20,170																						
今後の方向性	<p>芸術祭を構成する内容について、長年の開催実績により浸透している「知事賞」の授与は継続しつつ、愛好家だけでなく、若年層など幅広い層の県民に親しまれる芸術の祭典となるよう、新たな企画を検討していきます。</p>																							

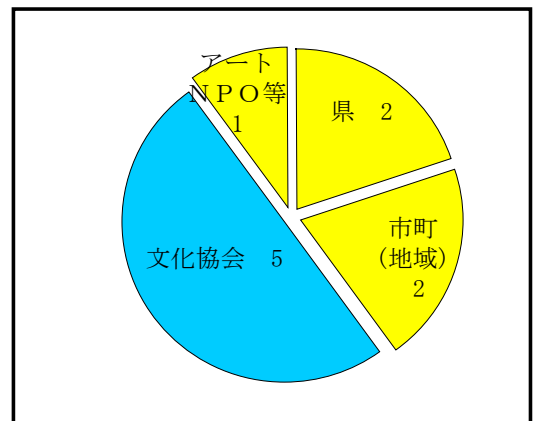
【実施における役割度】

<現状>



- 美術部門、文学部門、学生アートフェスティバルは県の直営
- 音楽・舞台芸術部門、生活文化部門は県文化協会へ委託

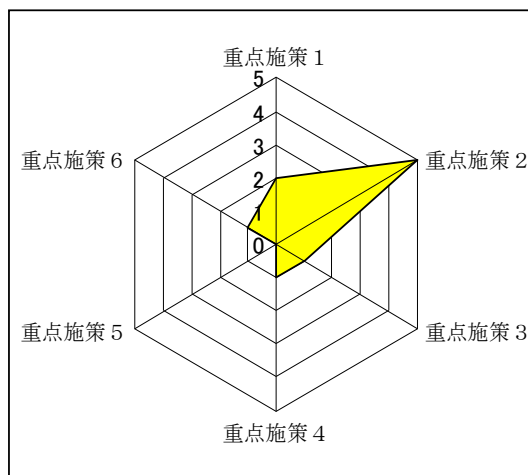
<目指すべき姿>



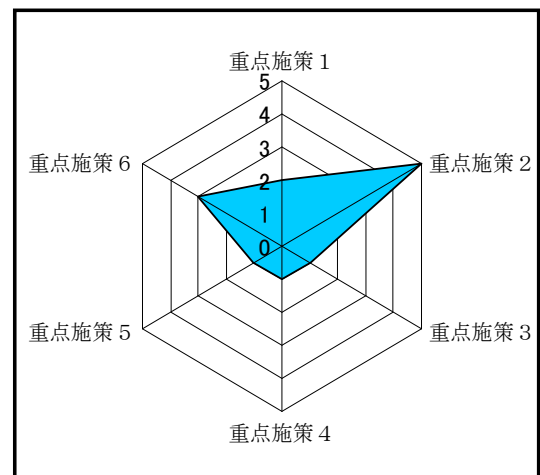
- 各加盟団体を統括する文化協会が実務を担当
- アートNPO・アーティスト・企業等、幅広い主体が関与

【各重点施策への貢献度】

<現状>



<目指すべき姿>



【第3期計画期間中の重点的な取組】

- 美術部門について、県文化協会及び加盟団体による自主的運営を目指し、県との役割分担の見直しを進めます。
- 若者の参加促進を図るため、これまでの文化団体を中心とした広報に加え、高等学校や大学、専門学校等との連携を強化します。
- 県芸術祭が活性化していくための手法を、外部有識者を交え検討します。  
(アーティストと県民のコラボレーション、他事業との連携など)

### 重点施策3 憧れを呼ぶ創造活動の発信

#### 【施策の目的】

質の高いトップレベルの創造活動は、国内外の様々な立場の人からの注目を集め、地域の文化的イメージを高めるとともに、アーティストやデザイナーなどの創造性豊かな人々を新たに呼び込むことにつながります。そうした人々が生み出す創造的な発想は、地域の魅力や活力を高め、産業の発展や生活の質の向上にも寄与します。

このため、他の地域から憧れを呼ぶような魅力ある創造活動が、本県から生まれ、発信される取組を推進します。

#### 【施策の効果的な推進に向けた作戦】

県は、地域発の文化の創造と発信をリードする事業として、芸術監督の下、常設の専用劇場と専属劇団員を持つ国内唯一の公立劇団である(公財)静岡県舞台芸術センター(S P A C)による舞台芸術の創造を引き続き支援します。

また、世界で活躍する声楽家の登竜門となる静岡国際オペラコンクールの開催により、世界各国で活躍する若手人材を輩出します。

さらに、県内を拠点としたアーティスト活動が活発化するよう、情報発信などにより活動を支援するとともに、資金援助を含め活動を総合的にサポートする機関の設置について検討します。

#### 【主な取組】

##### ◆ S P A Cの舞台芸術活動の推進

- ・ S P A Cは、静岡芸術劇場や舞台芸術公園を拠点に、演劇、舞踊などの新たなオリジナル作品を継続して創作し、県内各地域や海外での公演を通して、本県の文化的魅力を国内外へ発信します。
- ・ S P A Cは、世界の優れた舞台芸術作品の招へい公演や、舞台芸術を核とした海外との交流事業に取り組み、世界的な舞台芸術拠点としての静岡を発信します。
- ・ S P A Cは、世界的なダンサーが、演劇を学ぶ若手を指導する「スパカンファン・プロジェクト」などにより、次代の舞台芸術を担う人材を育成します。

- ・ S P A Cは、県民参加型劇団の公演に関し、制作面でのアドバイスや、照明等の機材を提供し、県内の舞台芸術活動の振興を図ります。
- ・ 県は、S P A Cの総合演出による「ふじのくに野外芸術フェスタ」を県内各地で開催し、舞台芸術を通じて本県の魅力の発信やにぎわいを創出するとともに、国内外からの誘客により交流の拡大を図ります。

#### ◆ 静岡国際オペラコンクールの開催

- ・ 県は、静岡文化芸術大学や浜松市、企業などとの連携により、次代を担う若手音楽家の登竜門として「静岡国際オペラコンクール」を3年ごとに実施し、世界各国のオペラ界で活躍する若手人材を輩出することで、本県の文化的魅力を世界に向けて発信します。
- ・ 開催の翌年には、過去のコンクールの日本人最上位者や、県内出身の若手オペラ歌手、地元オーケストラ、児童合唱団の共演による「県民オペラ」を開催し、本県ゆかりの人材の活用を図るとともに、県民へオペラの鑑賞機会を提供します。
- ・ また、翌々年には、オペラ研究の専門家を迎え、約400年に及ぶオペラの歴史を学ぶ、県民向けの「オペラおもしろ講座」を県内各地で開催し、オペラ文化の普及を図ります。

#### ◆ 市町等の国際的な創造活動の促進

- ・ 県は、浜松市が主催する「浜松国際ピアノコンクール」等、県内の市町や民間団体等が行う国際的な創造活動に関して、広報面等で協力し、文化による国際交流を促進します。

#### ◆ 優れた文化活動への支援

- ・ 県文化財団は、グランシップのショーウィンドーに展示する作品を募集する「グランシップアートコンペ」による発表の場の提供や、文化情報総合サイト「しずおかの文化情報」や情報誌での活動の発信などにより、県内のアーティスト活動を支援します。
- ・ 県は、芸術・文化・学術活動を通じ、優れた実績を残し、かつ一層の発展が期待される個人や団体に対して「文化奨励賞」を授与し、その活動を顕彰します。

#### ◆ 静岡県版アーツカウンシル設置に向けた取組

- ・ 県は、県内を拠点に活動するアーティストや文化団体等を総合的にサポートし、県内の文化振興の推進を担う新たな仕組みとして、アーティスト等への助成を機軸としながら、自ら調査研究や支援事業等を行う専門機関「アーツカウンシル」の設置を検討します。

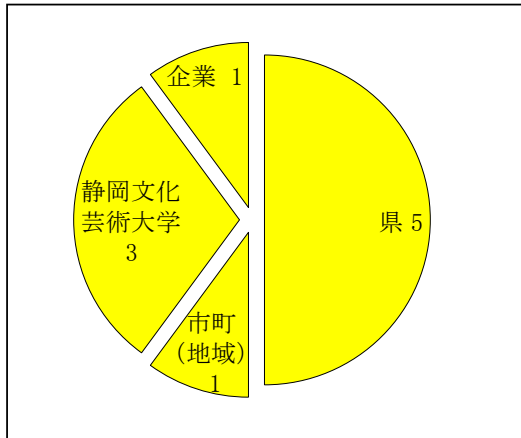
【代表的な事業】

○ 静岡国際オペラコンクール

目的	世界的に活躍する声楽界の若手人材を輩出し、本県の文化的魅力を世界へ発信する												
開始年度	平成 8 年度	実施主体	県(静岡国際オペラコンクール実行委員会)										
概要	<p>静岡国際オペラコンクールは、本県ゆかりの三浦環<sup>みうらたまき</sup>没後 50 年を記念して、平成 8 年に第 1 回が開催されました。コンクールには、世界各国の声楽家や他の一流コンクールの上位入賞者から多数の応募があり、世界トップレベルの審査員により高い水準の審査が行われます。そのため、本コンクールの入賞者は、現在、世界各国の名だたる劇場で活躍しています。こうした取組が認められ、平成 15 年に声楽分野のコンクールではアジア初となる「国際音楽家コンクール世界連盟」への加盟が実現しました。</p> <p>国際コンクールの実施により世界各国のオペラ界で活躍する若手人材を輩出し、本県の文化的魅力を発信する一方、実施翌年には、入賞者が出演する「県民オペラ」、そして翌々年には「オペラおもしろ講座」を県内各地域で開催し、オペラ文化の普及を図っています。</p> <p>・第 6 回大会(平成 23 年度)の実績</p> <table border="1" data-bbox="461 1328 1406 1727"> <tr> <td>開催期間</td> <td>平成 23 年 11 月 12 日～平成 23 年 11 月 20 日</td> </tr> <tr> <td>開催場所</td> <td>アクトシティ浜松大ホール(浜松市)</td> </tr> <tr> <td>応募者数</td> <td>177 人 (15 の国・地域、うち外国人 88 人)</td> </tr> <tr> <td>審査結果</td> <td>第 1 位 該当者なし 第 2 位・三浦環特別賞 吉田珠代 (日本) 第 3 位 イム・チャンハン (韓国)、高橋絵理 (日本)</td> </tr> <tr> <td>総入場者数</td> <td>4,218 名(入賞者記念コンサート入場者含む)</td> </tr> </table> <p>・第 7 回大会(平成 26 年度) ・第 8 回大会(平成 29 年度)</p>			開催期間	平成 23 年 11 月 12 日～平成 23 年 11 月 20 日	開催場所	アクトシティ浜松大ホール(浜松市)	応募者数	177 人 (15 の国・地域、うち外国人 88 人)	審査結果	第 1 位 該当者なし 第 2 位・三浦環特別賞 吉田珠代 (日本) 第 3 位 イム・チャンハン (韓国)、高橋絵理 (日本)	総入場者数	4,218 名(入賞者記念コンサート入場者含む)
開催期間	平成 23 年 11 月 12 日～平成 23 年 11 月 20 日												
開催場所	アクトシティ浜松大ホール(浜松市)												
応募者数	177 人 (15 の国・地域、うち外国人 88 人)												
審査結果	第 1 位 該当者なし 第 2 位・三浦環特別賞 吉田珠代 (日本) 第 3 位 イム・チャンハン (韓国)、高橋絵理 (日本)												
総入場者数	4,218 名(入賞者記念コンサート入場者含む)												
今後の方向性	<p>第 7 回大会の盛り上がりに向けて、市町や企業などとの連携を強め、国内外への発信力強化を図ります。また、音楽学、舞台制作、文化政策、キャリアデザインなどを学ぶ学生の実践の場として事業を活用し、ささえる人材の育成に寄与する役割も果たしていきます。</p>												

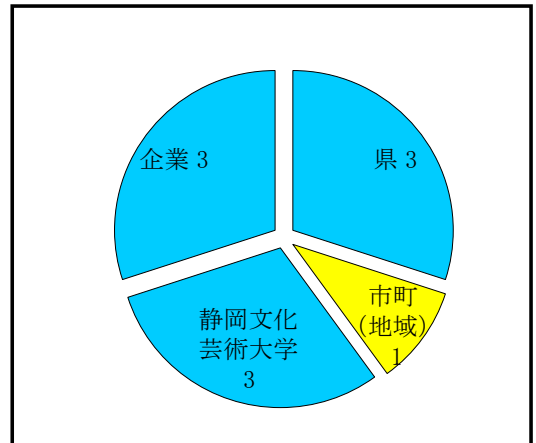
**【実施における役割度】**

＜現状＞



- コンクール実行委員会が運営（事務局は静岡文化芸術大学内に設置）
- 音楽関係の地元企業が協力（楽器の提供等）

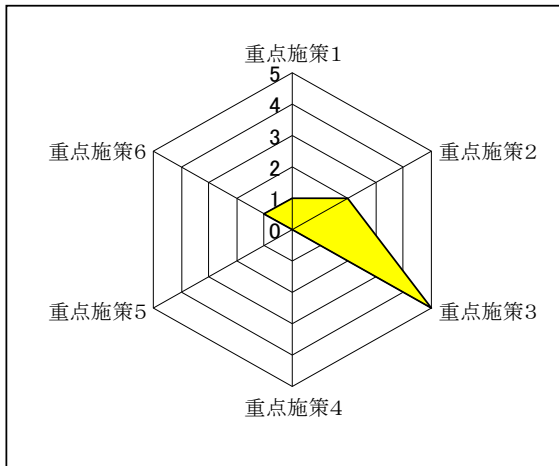
＜目指すべき姿＞



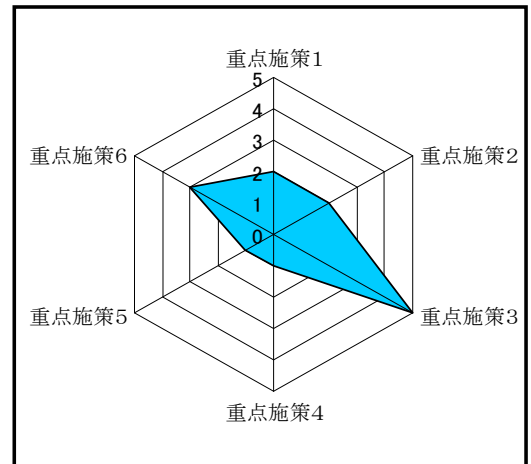
- コンクール事務局を中心に官民協働で実施（企業から協賛金を獲得）

**【各重点施策への貢献度】**

＜現状＞



＜目指すべき姿＞



**【第3期計画期間中の重点的な取組】**

- 県内外のオペラ関係団体や地元企業・学校・大手旅行会社等に対し、コンクール開催の意義について説明し、関連イベントの充実や協賛等の拡大を図ります。



## 重点施策4 誇りを育む文化資源の発掘と魅力向上

### 【施策の目的】

本県には、富士山に代表される美しい自然景観、歴史的建造物、伝統的な祭礼行事、さらに有形や無形の文化財など、豊かで多彩な文化資源が数多くあります。また、地域の暮らしに根付いた風習や習慣なども、地域独自の貴重な文化資源と言えます。

このため、こうした個性ある文化資源への再認識を促すとともに、その価値を向上させることで、地域の魅力に結びつけていく取組を進めます。

### 【施策の効果的な推進に向けた作戦】

県内にある文化資源について幅広く情報を集約し、メディアなどを通じて効果的な情報発信を図ります。

また、世界遺産となった富士山を始め、本県の特長ある文化資源が地域の活性化や交流の拡大などに生かされるよう、市町や文化団体等が取り組む際の参考となるような事業を実施します。

さらに、有形・無形の文化財や民俗芸能等を後世に引き継ぐため、指定・登録等を着実に進め、適切な保存・管理に努めるとともに、その公開・活用を推進します。

## 【主な取組】

### ◆ 文化資源に関する情報発信

- ・ 県は、県内各地域にある文化資源に関して、効果的な情報発信を図るため、市町等と連携し、「文化資源データベース」への登録を促進するとともに、メディアが活用しやすい形に整理し、情報提供します。
- ・ 県は、情報誌「アトリエふじのくに」で、祭りや神事等の伝統行事、食文化など、県内の多彩な文化資源に関する情報を県内外へ発信します。

### ◆ 富士山の文化的価値の発信

- ・ 県は、文化的価値が認められ世界遺産に登録された富士山を、人類共通の財産として後世に継承していくため、山梨県や関係市町村等と連携し、平成 28 年度開館予定の「富士山世界遺産センター(仮称)」を拠点として、適切な保存管理等に関する総合的な施策を推進します。
- ・ 県は、富士山に対する関心を高め、その価値への理解や保全意識の醸成を図るため、「富士山の日条例」に基づいて、年間を通じて「想い」、「考え」、「学び」そして「行動」する「富士山の日運動」を推進することなどにより、国内外との様々な交流を促進します。

### ◆ 韮山反射炉の世界文化遺産登録の実現

- ・ 県は、「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の構成資産である韮山反射炉を適切に保存管理し、その価値を後世に継承していくため、国や伊豆の国市を始めとした関係自治体と連携し、平成 27 年の世界文化遺産登録に向けた取組を推進します。

#### ◆ 文学ゆかりの文化資源の発掘と発信

- ・ 県は、伊豆地域が、川端康成、井上靖など、数々の著名な小説家の作品の舞台となった「文学の地」であることを生かし、同地域を中心とした県内の風土、歴史等を題材とした小説、随筆などを表彰する「伊豆文学賞」を実施し、その魅力を発信します。

#### ◆ 文化資源を生かしたまちづくりの促進

- ・ 県は、自然や食といった地域の特長ある文化資源が、地域のまちづくりや活性化の取組において効果的に活用されるよう、生活文化を産業や交流拡大に結びつけるフォーラムなど、市町や文化団体等が取り組む際の参考となる事業を実施し、その成果をホームページなどで紹介します。

#### ◆ 本県ゆかりの美術作品の研究と情報発信

- ・ 県立美術館は、昭和 61 年の開館以来、長年にわたり収集してきた本県に縁のある作品を貴重な文化資源として位置付け、学芸員による研究を続けるとともに、独自性や創造性を発揮した展覧会を開催します。

#### ◆ 「しずおかの文化新書」の発行

- ・ 県文化財団は、県内の自然や歴史、民俗、生活文化などをテーマとした「しずおかの文化新書」を発行し、文化資源の存在や価値について県民の再認識を促すとともに、次世代へ継承していきます。

#### ◆ 文化財の適切な保存と管理

- ・ 県は、市町と連携し、有形や無形の文化財、民俗文化財、記念物、埋蔵文化財などを後世に引き継いでいくため、継続的な学術調査を実施し、文化財的価値を明らかにすることにより、文化財の指定や登録等を進めます。

- ・ また、文化財の保存・修理事業や、埋蔵文化財調査事業等を実施する市町や文化財所有者などに対して助成を行います。
- ・ さらに、大規模災害時における文化財救済のために、「静岡県文化財等救済ネットワーク会議」の開催や、救済活動に関わるボランティア「静岡県文化財等救済支援員」の育成などにより体制の整備を進めます。

#### ◆ 文化財の公開と活用の推進

- ・ 県は、県民が楽しみながら気軽に文化財と触れ合い、学習できる機会を提供するため、各市町と連携して、文化財の公開、実演、シンポジウムなどを内容とする「文化財クローズアップ」を開催します。
- ・ また、各市町と連携して、地域で育まれた身近な文化財に親しむ「しずおか文化財ウィーク」を実施し、文化財に対する県民の関心を高めます。
- ・ さらに、地域の活性化や担い手の育成を支援するため、県内各地の民俗芸能を公開するとともに、地域の歴史や文化に関する教育活動の充実に向けて、埋蔵文化財の展示や、体験講座、出前講座の実施などにより、文化財の効果的な活用を図ります。

#### ◆ 景観の保全と創造

- ・ 良好な景観は県民の貴重な財産であることから、県は、市町等と連携し、海岸や山地、河川等の多様な自然景観、茶園やみかん園などの農山村景観、歴史的まち並み、潤いある都市景観など、美しい景観を保全、形成する取組を進めます。

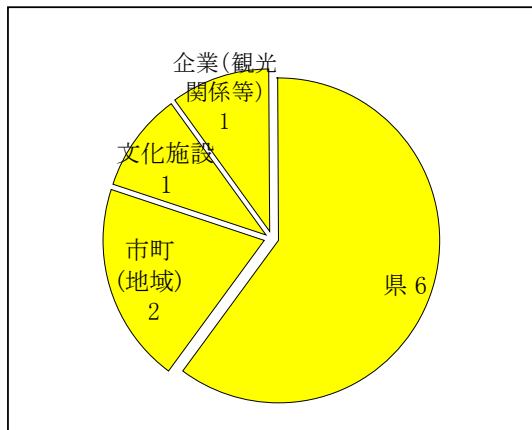
【代表的な事業】

○ 伊豆文学フェスティバル

目 的	文学をテーマに、伊豆地域をはじめとする県内の文化資源の発掘と発信を図る																
開始年度	平成9年度	実施主体	県（伊豆文学フェスティバル実行委員会）														
概 要	<p>中心的事業である「伊豆文学賞」は、伊豆や県内各地域の風土、地名、人物などを題材にした文学作品を募集し、審査や表彰を行い、「伊豆の踊り子」や「しろばんば」に続く新たな文学作品や人材の発掘を目指しています。</p> <p>平成22年度からは、従来の小説・随筆・紀行文に加え、文学経験の浅い、特に若年層向けの部門として、県内の魅力を短い文章で表現する「メッセージ部門」を創設し、新たな応募者層の開拓を図っています。各回の入賞作品は、優秀作品集として発行し、県民が文学に親しむ機会を提供しています。</p> <p>また、伊豆文学賞の審査員を務める本県ゆかりの著名な作家による講演や座談会を内容とする「伊豆文学塾」を、伊豆文学賞の表彰式と同時開催しています。</p> <p>・平成25年度実績(第17回伊豆文学賞)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">応募総数</td> <td>545件（小説202件、随筆35件、紀行文14件、メッセージ294件）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">結 果</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">小説・随筆・紀行文部門</td> <td>           最優秀賞 1編 表彰状、賞金100万円            優 秀 賞 1編 表彰状、賞金20万円            佳 作 2編 表彰状、賞金5万円         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">メッセージ部門</td> <td>           最優秀賞 1編 表彰状、賞金5万円            優 秀 賞 5編 表彰状、賞金1万円         </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">審 査 員</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">小説・随筆・紀行文部門</td> <td>三木卓、村松友視、嵐山光三郎、太田治子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">メッセージ部門</td> <td>村松友視、清水眞砂子、中村直美</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>			応募総数	545件（小説202件、随筆35件、紀行文14件、メッセージ294件）	結 果	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">小説・随筆・紀行文部門</td> <td>           最優秀賞 1編 表彰状、賞金100万円            優 秀 賞 1編 表彰状、賞金20万円            佳 作 2編 表彰状、賞金5万円         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">メッセージ部門</td> <td>           最優秀賞 1編 表彰状、賞金5万円            優 秀 賞 5編 表彰状、賞金1万円         </td> </tr> </table>	小説・随筆・紀行文部門	最優秀賞 1編 表彰状、賞金100万円 優 秀 賞 1編 表彰状、賞金20万円 佳 作 2編 表彰状、賞金5万円	メッセージ部門	最優秀賞 1編 表彰状、賞金5万円 優 秀 賞 5編 表彰状、賞金1万円	審 査 員	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">小説・随筆・紀行文部門</td> <td>三木卓、村松友視、嵐山光三郎、太田治子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">メッセージ部門</td> <td>村松友視、清水眞砂子、中村直美</td> </tr> </table>	小説・随筆・紀行文部門	三木卓、村松友視、嵐山光三郎、太田治子	メッセージ部門	村松友視、清水眞砂子、中村直美
応募総数	545件（小説202件、随筆35件、紀行文14件、メッセージ294件）																
結 果	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">小説・随筆・紀行文部門</td> <td>           最優秀賞 1編 表彰状、賞金100万円            優 秀 賞 1編 表彰状、賞金20万円            佳 作 2編 表彰状、賞金5万円         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">メッセージ部門</td> <td>           最優秀賞 1編 表彰状、賞金5万円            優 秀 賞 5編 表彰状、賞金1万円         </td> </tr> </table>	小説・随筆・紀行文部門	最優秀賞 1編 表彰状、賞金100万円 優 秀 賞 1編 表彰状、賞金20万円 佳 作 2編 表彰状、賞金5万円	メッセージ部門	最優秀賞 1編 表彰状、賞金5万円 優 秀 賞 5編 表彰状、賞金1万円												
小説・随筆・紀行文部門	最優秀賞 1編 表彰状、賞金100万円 優 秀 賞 1編 表彰状、賞金20万円 佳 作 2編 表彰状、賞金5万円																
メッセージ部門	最優秀賞 1編 表彰状、賞金5万円 優 秀 賞 5編 表彰状、賞金1万円																
審 査 員	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">小説・随筆・紀行文部門</td> <td>三木卓、村松友視、嵐山光三郎、太田治子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">メッセージ部門</td> <td>村松友視、清水眞砂子、中村直美</td> </tr> </table>	小説・随筆・紀行文部門	三木卓、村松友視、嵐山光三郎、太田治子	メッセージ部門	村松友視、清水眞砂子、中村直美												
小説・随筆・紀行文部門	三木卓、村松友視、嵐山光三郎、太田治子																
メッセージ部門	村松友視、清水眞砂子、中村直美																
今後の方向性	伊豆文学フェスティバルに連動した取組が多発的に実施され、地域の活性化につながるよう、伊豆地域を中心とする市町、文化施設、文化団体、企業などとの連携を強化します。																

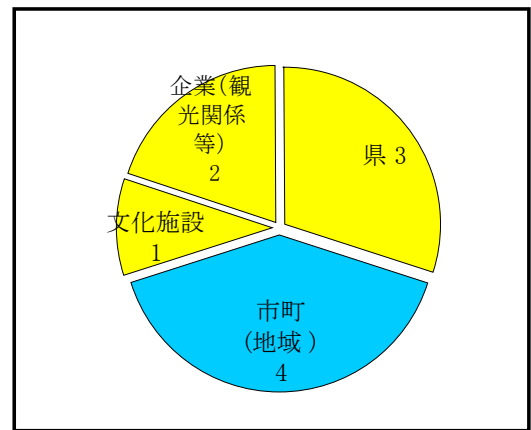
【実施における役割度】

＜現状＞



- 県が運営（実行委員会方式）
- 表彰式開催地の市町が関連事業を実施

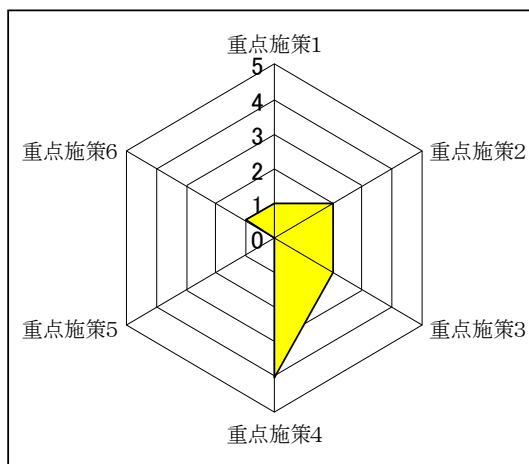
＜目指すべき姿＞



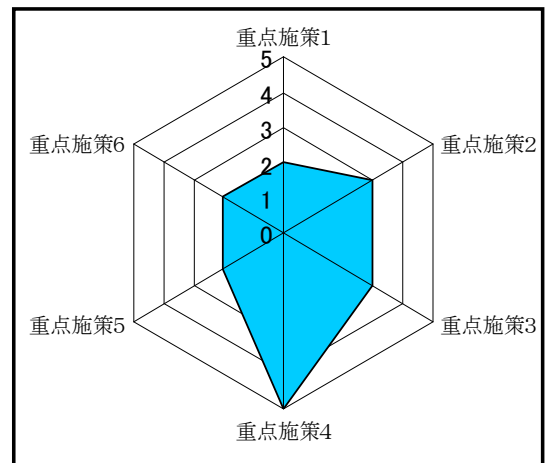
- 伊豆地域の活性化に向けて、市町や企業等と連携して運営

【各重点施策への貢献度】

＜現状＞



＜目指すべき姿＞



【第3期基本計画期間中の重点的な取組】

- 市町や企業等との連携を強化して、関連イベントなどの充実を図り、伊豆文学フェスティバルを伊豆地域の活性化につなげます。
- 「伊豆文学賞」のコンクールとしての認知度を上げるため、マスメディアとの連携等により情報発信を強化します。

## 重点施策5 文化力の地域づくりへの活用

### 【施策の目的】

文化の持つ多面的な価値や力が、社会の幅広い分野で生かされることは、創造性ある魅力的な地域社会をつくっていくことにつながります。また、文化がそうした役割を果たし存在感を発揮することで、継続的な文化振興を図るうえで重要な、文化を「ささえる」人や団体の活動の場を広げていくことにもなります。

このため、文化と地域社会を効果的につなぎ、教育、産業、まちづくり、医療・福祉など、幅広い分野において、文化・芸術との協働の実現に向けた取組を推進します。

### 【施策の効果的な推進に向けた作戦】

地域の雑穀料理を観光資源とする試みなど、県内において文化的なアプローチによる地域産業の振興の取組が進んでいることから、文化の価値を経済的な側面でさらに発揮するため、食を始めとした生活文化を地域経済の発展に結びつける取組を推進します。

また、景観や伝統芸能等、文化的要素を交流促進や地域イメージの向上につなげ、将来的な産業振興や地域づくりに發展させる取組を進めます。

さらに、教育や医療など、幅広い分野で文化・芸術との協働の取組を進めるため、文化と地域社会を効果的に結び付けていく仕組みづくりを推進します。

## 【主な取組】

### ◆ 文化産業の振興

- ・ 映画、ファッション、コンピューターサービス、広告などの文化産業の振興は、クリエイターの創造性が十分に発揮されることが重要であるため、県は、その能力が生かされる環境づくりを支援します。
- ・ また、従来の文化産業にととどまらず、幅広い産業分野で様々な文化的要素が生かされ、モノやサービス等の高付加価値が図られる環境づくりを支援します。例えば、「デザイン」がものづくりに積極的に生かされるよう、優れたデザインを取り入れた製品の顕彰と、販路開拓支援を実施します。

### ◆ 本県の特徴的な生活文化による産業振興や地域づくり

#### ○ 食文化

- ・ 本県は、お茶やお米を始め、海の幸、山の幸など、和食食材が豊富であることから、その豊かさや魅力を生かした食育活動を推進することなどにより、ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化を後世へ引き継いでいきます。
- ・ また、本県の多彩で魅力ある食材を生かし、地産池消の推進による県産食材の消費拡大、ブランド化の推進による県産品の販売力強化、食のイベントによる誘客促進に取り組むとともに、食文化を生かした産業の振興や、地域づくりを推進します。

#### ○ 茶文化

- ・ 県は、日本一の茶産地である本県の茶に関する産業、文化、学術、生活、観光等の多岐にわたる優れた資源や、世界農業遺産の「静岡の茶草場農法」などを生かした静岡茶のブランド力の再生や強化など、様々な視点



から茶の価値を高めていく取組を推進します。

- ・ また、「世界お茶まつり」の開催による世界に向けたお茶の魅力の発信、静岡茶のブランド力の構築や新商品開発による新たな需要創出のほか、「茶の都」の中心としての機能を持った拠点づくり、和の食文化とお茶の一体的推進を通じ、茶文化を生かした産業の振興や、地域づくりを推進します。

## ○ 花文化

- ・ 県は、全国有数の花き生産を誇る本県の特長を生かし、生産や、流通、消費に係る関係者が連携し、県産花きのブランド化を図るとともに、「浜名湖花博 2014」などのイベントによる新たな需要創出と消費拡大などにより、花文化を生かした産業振興や、地域づくりを推進します。

## ◆ 文化を生かした観光地づくり

- ・ 県は、世界遺産の富士山をはじめ、歴史的・文化的景観としての浜名湖、平成 27 年の世界遺産登録を目指す韮山反射炉、世界ジオパークの認定を目指す伊豆半島、徳川家康公没後 400 年など、本県の自然、景観、産業、歴史等を生かした観光地づくりを推進するとともに、農林水産業や商工業など、多様な業種との連携を図ることにより、地域全体への効果の波及を図ります。
- ・ 県は、地域のイメージ向上や活性化等を図るため、市町やロケ支援団体と連携し、本県の魅力ある観光資源を活用して、映画やドラマ等の撮影の誘致を促進します。

## ◆ 文化を生かした地域の魅力向上

- ・ 県は、富士山や駿河湾などの自然景観、地域の伝統文化、豊富な農林水産物等、本県の魅力的な文化資源を活用したグリーン・ツーリズムや、

定住や移住の促進などにより、地域と都市との交流を活性化し、魅力ある地域づくりを促進します。

◆ **商業振興、医療・福祉への活用**

- ・ 若いアーティストを起用したイベントの開催など、文化的な要素を生かした商店街の活性化や地域のコミュニティ強化、福祉や医療の現場での音楽、美術等の活用など、地域の課題解決に文化を活用した取組を促進します。

◆ **文化を幅広い分野に生かす基盤づくり**

- ・ 県は、地域社会において、文化が幅広く生かされる環境をつくるため、文化をまちづくりに生かした取組事例等をホームページ等で広く紹介するとともに、市町職員、企業、福祉・医療関係者、教育関係者等、幅広い分野の関係者との意見交換などにより、文化の持つ多面的な価値や他分野への影響力についての理解を深めていきます。
- ・ 県や県文化財団は、文化活動団体やアートNPOなど、文化活動をささえる役割を担っている団体が主体となって、静岡文化芸術大学などの高等教育機関や、アーティスト、住民、行政職員、教育や産業など様々な分野の関係者と分野横断的な検討の場(プラットフォーム)をつくって、アートやデザインなどを使って、様々な取組を推進させる新たな事業を実施します。

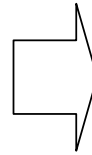
## 【代表的な事業】

### ○ 地域社会における文化力活用の基盤整備

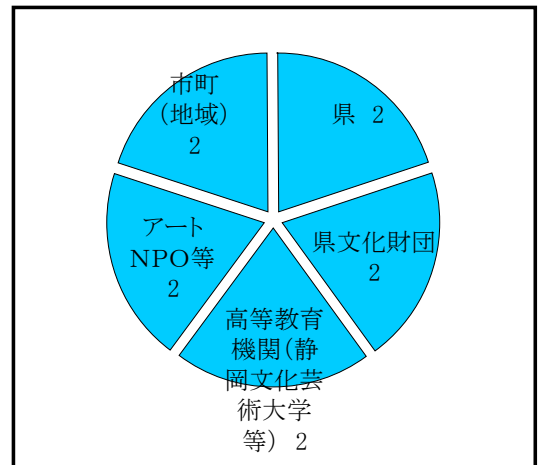
目 的	文化の持つ多面的な価値を地域社会の取組において発揮させるとともに、文化活動をささえる基盤の強化を図る		
開始年度	平成 26 年度	実施主体	県
概 要	<p>教育、産業・経済、医療・福祉等の暮らし全般にわたる分野において、文化の持つ創造性や自由な発想を用いることで、単独で行ってきたそれまでの取組を推進させ、より大きな成果をもたらすことが期待されています。</p> <p>文化がそうした役割を果たしていくためには、県内各地域の文化活動をささえる役割を担っている団体等が、その機能を十分に発揮することが重要です。</p> <p>そこで、県は、文化活動団体やアートNPOなどが主体となって、静岡文化芸術大学等の高等教育機関や、アーティスト、住民、行政職員、教育や産業など様々な分野の関係者と分野横断的な検討の場(プラットフォーム)をつくって、アートやデザインなどを使って、様々な取組を推進させる新たな事業を実施します。</p> <p>そして、事業結果を踏まえ、こうした仕組みを県内各地域へ広げていくことによって、文化活動団体等のネットワークづくりを推進し、ささえる基盤の強化を図ります。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>○ 先進事例</p> <p><b>【大阪府：プラットフォーム形成支援事業（平成 24 年度～）】</b></p> <p>単独の分野の部署だけでは対応が難しい複合的な行政課題に対し、住民、専門家、企業、大学、行政など多様な立場の人が集まり、プラットフォームを形成しながら、アートやデザインを手法として課題を検討し、事業を推進することで、複合的な課題の解決を図る事業</p> <p>事業主体：大阪府立江之子島文化芸術創造センター</p>		

**【実施における役割度】**

＜現状＞



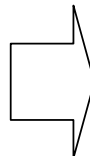
＜目指すべき姿＞



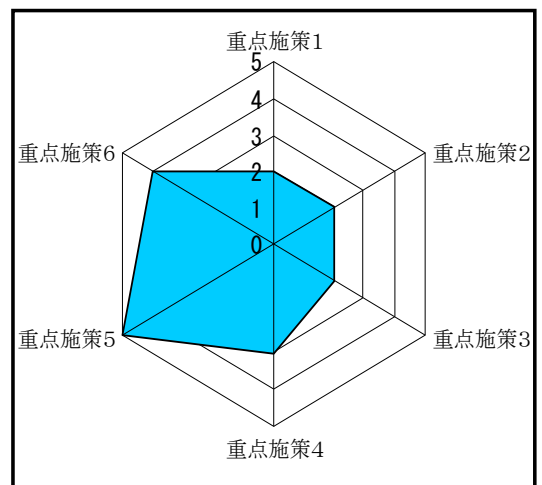
- 多様な主体が大小様々な検討の場を形成
- 高等教育機関の知見を地域へ還元

**【各重点施策への貢献度】**

＜現状＞



＜目指すべき姿＞



**【第3期計画期間中の重点的な取組】**

- ささえる団体が多方面の組織や人とつながるよう、様々な分野の取組をテーマに取り上げます。
- 様々な分野の組織や人による検討の場が県内各地域に構築されていくよう、事業の成果を積み上げ、その成果を各方面に発信します。

## 重点施策6 地域の文化拠点づくり

### 【施策の目的】

県内の文化・芸術の創造活動が活発で、県民が数多くの鑑賞や体験機会を得ることができ、また、自ら活動に取り組める文化的魅力にあふれた活力ある地域社会をつくっていくためには、県内各地域の文化活動を牽引する幅広い文化拠点が重要です。

そこで、劇場法の趣旨も踏まえながら、市町や公立文化施設、アートNPOなど、文化活動をささえる役割を担う団体等の組織、人材の充実を支援します。

### 【施策の効果的な推進に向けた作戦】

文化施設などの管理運営や企画制作に係る能力の向上を支援するため、実務に即した実践的なプログラムによる人材育成事業を実施します。

また、文化関係者の間におけるネットワークを強化するとともに、文化に関する総合的な情報提供を図ります。

さらに、文化施設などが事業運営に必要な資金を確保できるよう、国等の助成制度の活用促進を図ります。

## 【主な取組】

### ◆ アートマネジメント講座等の実施

- ・ 県文化財団は、公立文化施設の事業担当者等のマネジメント能力の向上や、施設間のネットワークを築くことを目的に、芸術監督等を講師とし、施設に共通するテーマに関する討論や、オリジナル事業の企画や実施を内容とする「文化施設職員のためのアートマネジメントセミナー」を通年で実施します。
- ・ 静岡文化芸術大学は、美術館や劇場・音楽堂、実演芸術団体等の非営利の芸術組織が長期にわたって公的な使命を達成していけるよう、美術館等の施設を運営する役員や職員が、計画策定の実践等を通じ中長期的なマネジメントのあり方を学ぶ「文化施設・実演芸術団体のためのアートマネジメント実践ゼミナール」を、全国7都市で平成25年度から3年間にわたって実施します。

平成25年度の事前講座の後、平成26年度は「経営分析の実践」、平成27年度は「計画策定の実践」をテーマに行い、その成果を「全国アートマネジメント会議 in 浜松」において広く発表します。

### ◆ 文化関係者の情報共有、ネットワーク強化

- ・ 県は、市町の文化行政担当課職員、公立文化施設職員などで構成する「市町等文化行政推進連絡会議」を通じ、国の施策や補助制度、県や市町の施策、公立文化施設の取組など、文化に関する情報の共有を図るとともに、市町と施設間での協働事業を促進します。
- ・ 県立美術館は、県内の美術館、博物館が加盟する県博物館協会の運営等を通じ、相互の活動拡大や、活動に関する情報共有を図ります。

- ・ 県文化財団は、グランシップが会長館となっている県公立文化施設協議会を通じ、相互の活動に関する情報共有を図るとともに、県内公立文化施設の機能強化に向けた取組を支援します。

#### ◆ 文化に関する総合的な情報提供

- ・ 県文化財団は、県内における音楽や芸能、生活分野等の各分野の文化団体やアーティストの活動状況、ホール等の貸施設、助成制度の概要など、県内の文化活動に関する情報を一元的に集約し、文化情報総合サイト「しずおかの文化情報」で公開するとともに、情報、意見、アイデアの相互交換の場として効果的に運用します。

#### ◆ ささえる団体等の活動支援

- ・ 県は、文化力の向上や、継承、発展に寄与する活動を行っている団体や人材を“ささえるチカラ”と位置付け、活動内容や社会的役割を紹介する情報サイトを公開し、その取組を発信します。
- ・ 県は、「ふじのくに子ども芸術大学」、「ふじのくに芸術祭」、「静岡国際オペラコンクール」などの事業において、地域の文化活動をささえている文化活動団体等と運営面での連携を図ることで、その組織や人材の充実に向けた取組を支援します。

#### ◆ 助成による文化活動支援

- ・ 県文化財団は、地域の文化活動を支えるため、「ふじのくに文化芸術振興補助金」により、文化交流・発信事業、公立文化施設の連携・交流事業、「ささえる」活動団体の自立に向けた活動、文化芸術団体のステップアップ活動に対して助成を行います。

#### ◆ 活動資金の調達に有利な制度の活用促進

- ・ 県や県文化財団は、文化施設等が、資金調達の際に国や各種団体の助成制度をより一層、活用できるよう、制度の概要などについて、文化施設等にわかりやすい情報提供を行います。
- ・ 県は、県内の企業メセナ活動の活発化に向けて、企業メセナ協議会と連携を図り、メセナ活動の促進に向けた効果的な方策を検討します。

#### ◆ ささえる団体の人材育成への支援

- ・ 県は、文化施設やアートNPOなど、県内の文化活動をささえる拠点の人材が充実していくよう、アートマネジメントに詳しい専門家等で構成する研究会を設け、雇用のあり方、研修方法、ノウハウの蓄積など、人材育成の効果的な手法について検討します。



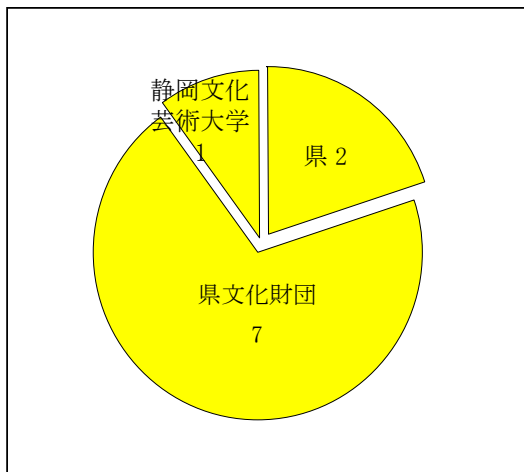
【代表的な事業】

○ ささえる団体の人材育成への支援(実施を検討)

目 的	本県の文化の発展を担う人材の充実を図る		
開始年度	—	実施主体	県
概 要	<p>県内の文化活動が継続して発展していくためには、市町や、文化施設、NPO団体等、活動をささえる組織や人材が各地域において充実していることが重要です。このため、県はこれまで、静岡文化芸術大学と連携した「アートマネジャー養成講座」や、ささえる団体の活動を紹介する「文化支援活動レポート」の発行等に取り組んできました。</p> <p>また、県文化財団は、公立文化施設の事業担当職員等を対象に、マネジメント能力の向上を図るセミナーを実施するとともに、ささえる団体の活動を支援するための助成を行っています。</p> <p>さらに、静岡文化芸術大学は、美術館や劇場・音楽堂、実演芸術団体等の非営利の芸術組織が長期にわたって公的な使命を達成していけるよう、組織運営を担う役員や職員を対象に、中長期的なマネジメントのあり方を学ぶゼミを平成 25 年度から 3 年間にわたって実施します。</p> <p>こうした取組に加え、昨今の雇用の短期化傾向の中にあって、文化施設やアートNPOなど、県内の文化活動をささえる拠点の人材が充実していくよう、県は、アートマネジメントに詳しい専門家等で構成する研究会を設け、雇用のあり方、研修方法、ノウハウの蓄積など、人材育成の効果的な手法について検討します。</p>		

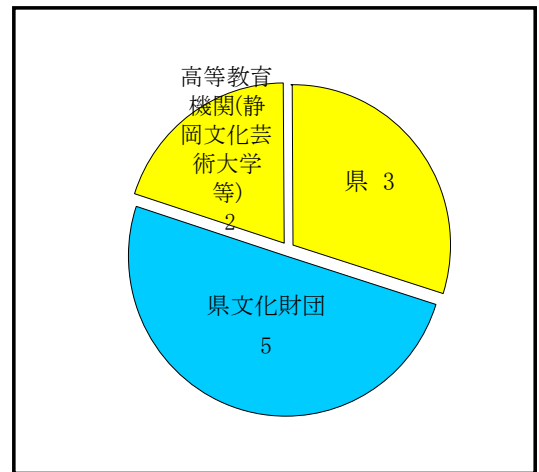
【実施における役割度】

<現状>



- 県文化財団や静岡文化芸術大学が人材育成プログラムを実施
- 県や県文化財団は、ささえる団体の活動を助成や情報発信面で支援

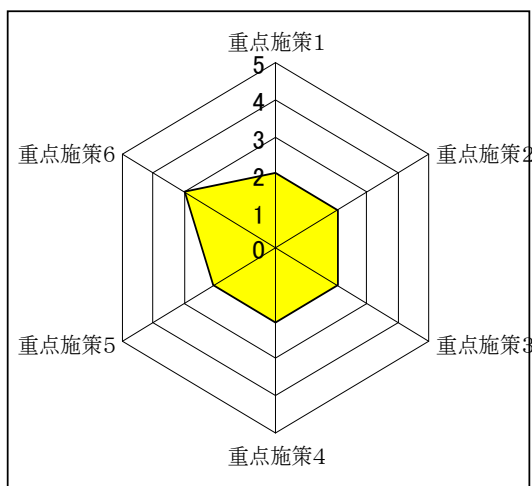
<目指すべき姿>



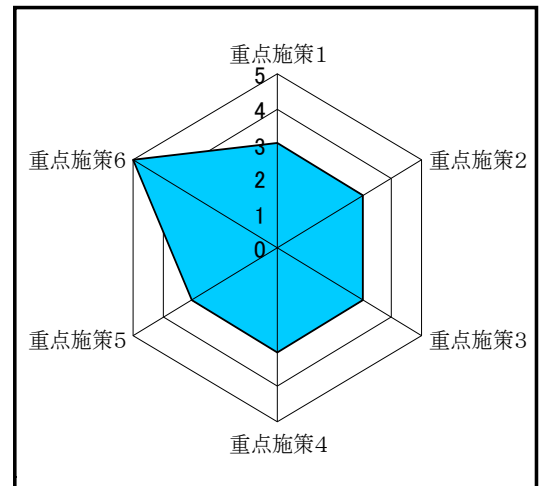
- これまでの取組に加え、県は、継続的な人材育成の手法に関する調査・研究を実施
- 高等教育機関は、組織運営等に関するアートマネジメントの知見を提供

【各重点施策への貢献度】

<現状>



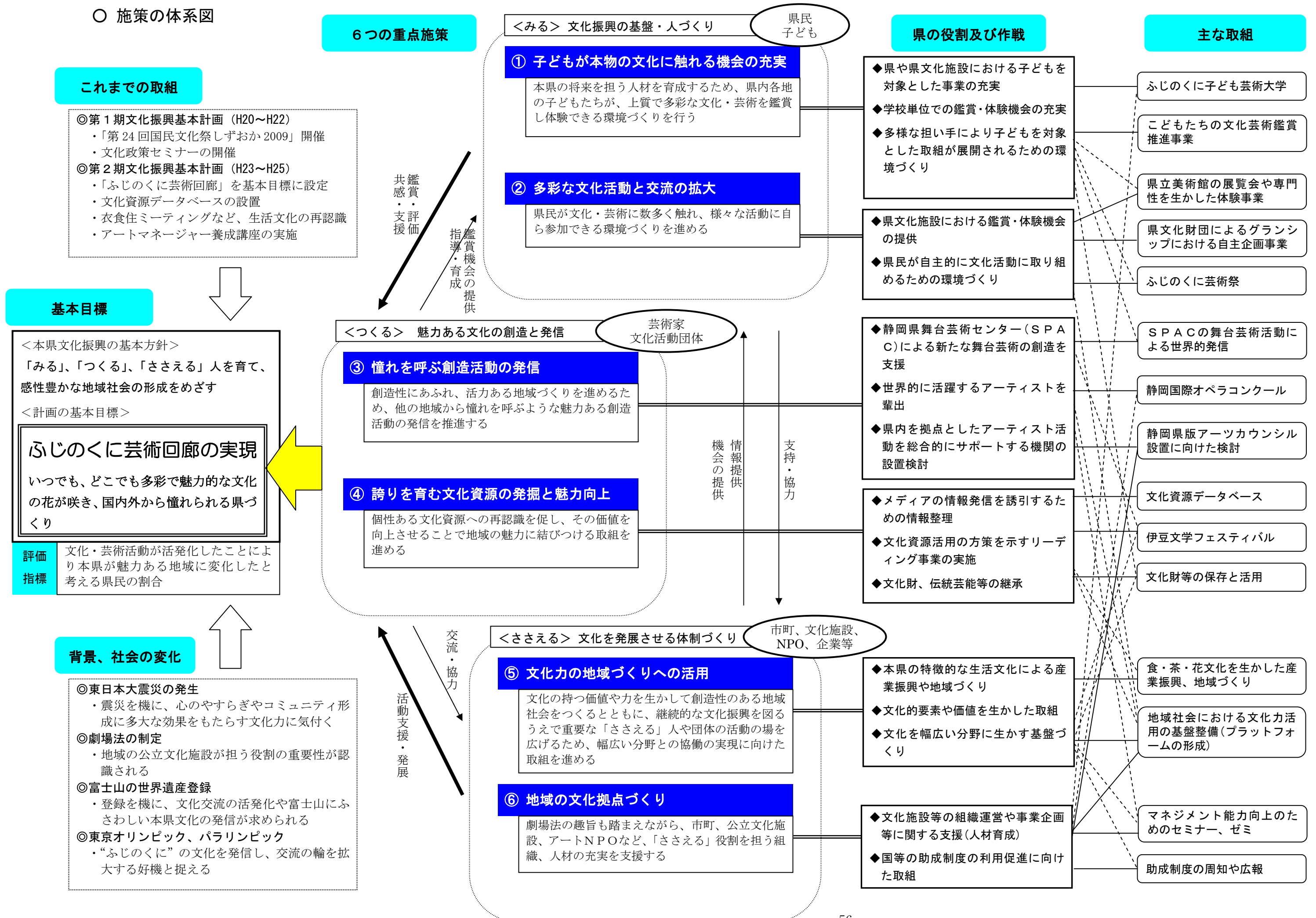
<目指すべき姿>



【第3期基本計画期間中の重点的な取組】

- 県内の文化をささえている人材の雇用状況や活動状況を把握します。
- 文化に関する専門知識や技術を身につけた若者が県内にとどまり、それらを生かした活動を職業として担えるよう、雇用環境整備のための方策を研究します。

○ 施策の体系図



これまでの取組

- ◎第1期文化振興基本計画 (H20~H22)
  - ・「第24回国民文化祭しずおか2009」開催
  - ・文化政策セミナーの開催
- ◎第2期文化振興基本計画 (H23~H25)
  - ・「ふじのくに芸術回廊」を基本目標に設定
  - ・文化資源データベースの設置
  - ・衣食住ミーティングなど、生活文化の再認識
  - ・アートマネージャー養成講座の実施

基本目標

<本県文化振興の基本方針>  
 「みる」、「つくる」、「ささえる」人を育て、感性豊かな地域社会の形成をめざす

<計画の基本目標>

**ふじのくに芸術回廊の実現**  
 いつでも、どこでも多彩で魅力的な文化の花が咲き、国内外から憧れられる県づくり

**評価指標**  
 文化・芸術活動が活発化したことにより本県が魅力ある地域に変化したと考える県民の割合

背景、社会の変化

- ◎東日本大震災の発生
  - ・震災を機に、心のやすらぎやコミュニティ形成に多大な効果をもたらす文化力に気付く
- ◎劇場法の制定
  - ・地域の公立文化施設が担う役割の重要性が認識される
- ◎富士山の世界遺産登録
  - ・登録を機に、文化交流の活発化や富士山にふさわしい本県文化の発信が求められる
- ◎東京オリンピック、パラリンピック
  - ・“ふじのくに”の文化を発信し、交流の輪を拡大する好機と捉える

6つの重点施策

<くみる> 文化振興の基盤・人づくり

県民 子ども

**① 子どもが本物の文化に触れる機会の充実**  
 本県の将来を担う人材を育成するため、県内各地の子どもたちが、上質で多彩な文化・芸術を鑑賞し体験できる環境づくりを行う

**② 多彩な文化活動と交流の拡大**  
 県民が文化・芸術に数多く触れ、様々な活動に自ら参加できる環境づくりを進める

<くつくる> 魅力ある文化の創造と発信

芸術家 文化活動団体

**③ 憧れを呼ぶ創造活動の発信**  
 創造性にあふれ、活力ある地域づくりを進めるため、他の地域から憧れを呼ぶような魅力ある創造活動の発信を推進する

**④ 誇りを育む文化資源の発掘と魅力向上**  
 個性ある文化資源への再認識を促し、その価値を向上させることで地域の魅力に結びつける取組を進める

<くささえる> 文化を発展させる体制づくり

市町、文化施設、NPO、企業等

**⑤ 文化力の地域づくりへの活用**  
 文化の持つ価値や力を生かして創造性のある地域社会をつくとともに、継続的な文化振興を図るうえで重要な「ささえる」人や団体の活動の場を広げるため、幅広い分野との協働の実現に向けた取組を進める

**⑥ 地域の文化拠点づくり**  
 劇場法の趣旨も踏まえながら、市町、公立文化施設、アートNPOなど、「ささえる」役割を担う組織、人材の充実を支援する

県の役割及び作戦

- ◆県や県文化施設における子どもを対象とした事業の充実
- ◆学校単位での鑑賞・体験機会の充実
- ◆多様な担い手により子どもを対象とした取組が展開されるための環境づくり
- ◆県文化施設における鑑賞・体験機会の提供
- ◆県民が自主的に文化活動に取り組めるための環境づくり
- ◆静岡県舞台芸術センター(SPAC)による新たな舞台芸術の創造を支援
- ◆世界的に活躍するアーティストを輩出
- ◆県内を拠点としたアーティスト活動を総合的にサポートする機関の設置検討
- ◆メディアの情報発信を誘引するための情報整理
- ◆文化資源活用の方策を示すリーディング事業の実施
- ◆文化財、伝統芸能等の継承
- ◆本県の特徴的な生活文化による産業振興や地域づくり
- ◆文化的要素や価値を生かした取組
- ◆文化を幅広い分野に生かす基盤づくり
- ◆文化施設等の組織運営や事業企画等に関する支援(人材育成)
- ◆国等の助成制度の利用促進に向けた取組

主な取組

- ふじのくに子ども芸術大学
- こどもたちの文化芸術鑑賞推進事業
- 県立美術館の展覧会や専門性を生かした体験事業
- 県文化財団によるグランシップにおける自主企画事業
- ふじのくに芸術祭
- SPACの舞台芸術活動による世界的発信
- 静岡国際オペラコンクール
- 静岡県版アーツカウンシル設置に向けた検討
- 文化資源データベース
- 伊豆文学フェスティバル
- 文化財等の保存と活用
- 食・茶・花文化を生かした産業振興、地域づくり
- 地域社会における文化力活用の基盤整備(プラットフォームの形成)
- マネジメント能力向上のためのセミナー、ゼミ
- 助成制度の周知や広報

## 第4章 推進主体の役割

本章では、計画の実効ある推進を図るため、文化振興における県の役割を明確化するとともに、県文化振興の中核となる県有施設や機関それぞれについて、その役割を記載します。

### 1 県の役割

文化活動の主役は、県民です。県は、文化振興が重要な地域政策であるという視点に立って、県民の文化活動が活発に行われるよう、文化施設や文化団体、NPO、企業など、文化をささえる様々な主体が活動しやすい環境づくりを進めるため、次のような役割を担っていきます。

#### ○ 県全体の政策推進

本県全体の文化力の向上を図るため、文化の価値や地域づくりにおける文化の重要性について理解を促進するとともに、市町において応用可能な施策を提示し、実施を支援するなど、本計画の全県的な展開に努めます。

#### ○ 地域間格差の解消

小規模自治体や中山間地域においては、文化施設の設置や運営が難しかったり、都市部への交通アクセスが困難な場合もあります。居住地域にかかわらず優れた文化・芸術に触れる機会を確保するため、県では、広域的な取組や自治体間の連携を進め、文化活動における地域間格差の解消に努めます。

#### ○ 多様な政策分野との連携の促進

政策の推進に当たり、文化力の多様な分野への活用や、効果的な文化振興を進めるため、まちづくりや産業振興、景観の維持など、関連する他の政策分野との連携を促進します。

#### ○ 世界的に評価される事業の推進

国内外から憧れを呼ぶ魅力ある地域づくりを進めるためには、芸術性の高さや独自の創造性により誇りを持って国内外に発信できる芸術活動が不可欠です。世界的に評価される事業を率先して行い、それを本県の文化として国内外へ発信することで、新たな交流や文化創造につなげていきます。

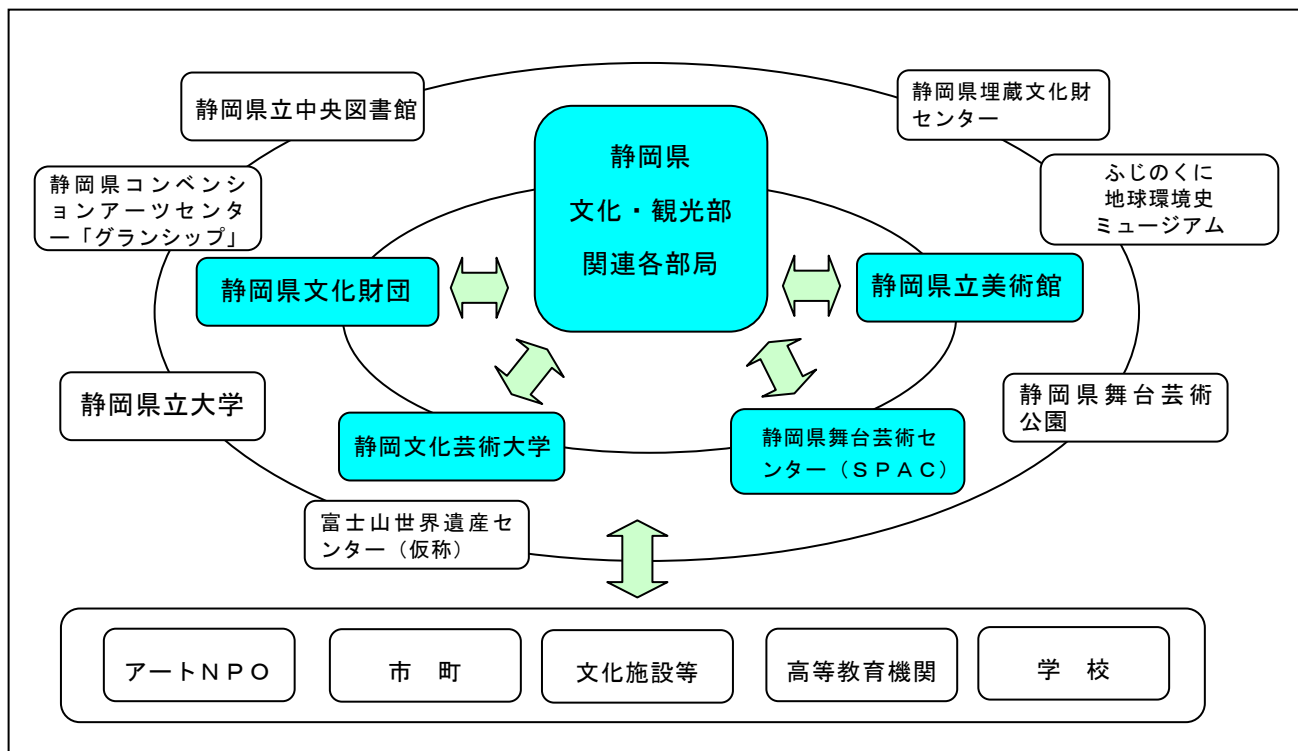
## 2 県の文化振興の推進体制

県では、県立美術館、県コンベンションアーツセンター「グランシップ」、県舞台芸術公園を始めとする多くの県有施設や、出資団体である、(公財)静岡県文化財団、(公財)静岡県舞台芸術センター(S P A C)などの推進機関を有しています。

本計画の推進に当たっては、これらの施設や機関と役割を分担しながら、効果的な施策展開を図ります。

さらに、市町を始め、大学等の教育機関、文化施設やアートNPOなど、様々な主体との連携を進めます。

### <連携体制>



### 3 県有施設の役割

県文化振興において、様々な県有施設が重要な役割を担っています。ここでは、それぞれの施設について、概要と運営の基本方針を記載します。

#### (1) 静岡県立美術館

##### ○ 基本理念

美術の振興を図り、もって県民の文化の発展に寄与する。

(静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例)

##### ○ 施設概要

所在地	静岡市駿河区谷田 53 番地の 2	
敷地面積	131,941.96 m <sup>2</sup>	
建物	本館	ロダン館
構造 (延面積)	鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (9,238.51 m <sup>2</sup> )	鉄筋コンクリート造一部鉄骨 2 階建 (3,024.36 m <sup>2</sup> )
主要施設	展示室 7 室、展示ギャラリー 2 室、収蔵庫 3 室、講堂、講座室、実技室、レストラン、カフェ	展示室 (1、2 階)、関係資料コーナー
開館日	昭和 61 年 4 月 18 日	平成 6 年 3 月 23 日

##### ○ 運営の基本方針

- ・優れた美術品の収集と展示を通して、広く県民に美術作品の鑑賞と創作活動の場を提供する。
- ・「開かれた美術館」を目指して、企画展や収蔵作品展を開催する。
- ・講演会、美術講座、創作週間等、美術に関する幅広い県民活動の場となる。

県立美術館は、17 世紀以降の日本と西洋で制作された風景画や富士山をモチーフとした作品などの収集を続けてきました。また、多くのロダン作品を中心とした近代以降の彫刻作品も有していることから、「風景とロダンの静岡県立美術館」の愛称を用いて情報発信をしています。

美術館は、優れた美術作品を鑑賞できる場を提供することにその存在意義があります。日常を離れて、美しいもの、卓越した技術、斬新な発想などに触れられる場を持つことは、県民にとって大きな財産といえます。

また、鑑賞にとどまらず美術への知的欲求に応え、専門家の話を聞く、資料を読む、技法を学ぶなどの場を提供するも美術館の役割です。

加えて、建物に通じるプロムナードや後背地では豊かな緑と立体作品の数々を楽しめます。こうした優れた立地を活用し、心の安らぎを五感で感じられる場としても、多くの人に利用される「開かれた美術館」を目指しています。

## (2) 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」

### ○ 基本理念

学術、文化及び芸術の振興並びに国内外との交流を図る。

(静岡県コンベンションアーツセンターの設置及び管理に関する条例)

### ○ 施設概要

所在地	静岡市駿河区池田 79 番地の 4	階 数	地上 12 階・地下 2 階
敷地面積	36,009 m <sup>2</sup>	構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造+鉄骨造
建築面積	13,647 m <sup>2</sup>	建築費	50,227 百万円 (完成時)
延床面積	60,630 m <sup>2</sup>	開館日	平成 11 年 3 月 13 日
主要施設	大ホール、中ホール、会議ホール、交流ホール、展示ギャラリー、静岡芸術劇場、会議室(19 室)、映像ホール、託児室、練習室、情報ラウンジ、グランシップ広場 (敷地面積 14,531 m <sup>2</sup> )、駐車場 (400 台収容) 等		

### ○ 運営の基本方針

人、もの、文化、情報が交わり、人々が憩い集う“県民の心のオアシス”となる。

- ・ 県民のニーズに合った企画をし、貸館事業を推進する。
- ・ 文化を育て、創造する機会の提供と文化産業の振興を行う。
- ・ 国内外との交流と情報ネットワークを拡大する。
- ・ 事業の企画運営に県民や企業が参加するオープンシステムを構築する。
- ・ 気配り豊かな施設運営を行う。

グランシップは、「コンベンション・アーツセンター」という名称に示されるとおり、会議室等のコンベンション機能と、文化・芸術の拠点としての 2 つの側面を持つ複合施設です。

コンベンション施設としてのグランシップは、大ホール、中ホール、展示ギャラリー、会議室など多様なニーズに対応できる機能を活用し、各種記念式典、学校行事や展示会等の会場として、また国際的な学術会議の会場としても利用されており、高い施設稼働率を維持しています。

今後も、多様なニーズに対応できるコンベンション施設として、幅広い目的で多くの人が集い共感し交流する場となることを目指して、サービス向上に取り組んでいきます。

文化施設としてのグランシップでは、施設の多様性を生かし、世界的に評価の高いオーケストラの演奏会や、日本が誇る伝統芸能である能楽や歌舞伎、文楽、落語などの公演、また親子で楽しめる世界の児童演劇、アートイベントなど、質の高い文化・芸術事業を実施してきました。

このような、自らが企画し運営する事業ばかりでなく、県民が文化活動の場として利用しやすい料金設定で提供することで、文化・芸術に日常的に親しめる空間としての存在感を増すよう努力しています。

また、グランシップ内の独立した劇場である静岡芸術劇場は、(公財) 静岡県舞台芸術センター (SPAC) の活動拠点として、専属スタッフによる独自作品の制作、国内外の優れた舞台芸術作品の公演や舞台芸術の国際的イベントを定期的に行っています。

### (3) 静岡県舞台芸術公園

#### ○ 基本理念

世界に通用する舞台芸術を創造するとともに、舞台芸術の発展に必要な人材の育成等を図り、もって静岡県の舞台芸術の振興と県民文化の向上に寄与する。  
(静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例)

#### ○ 施設概要

所在地	静岡市駿河区平沢 100 番 1
敷地面積	約 21 ヘクタール
延床面積	6,747.30 m <sup>2</sup>
建築費	8,249 百万円
開館日	平成 9 年 3 月
主要施設	野外劇場、アトリエ棟、稽古場 A 棟、B 棟、本部棟、研修交流宿泊棟、研修所、倉庫、屋外トイレ

#### ○ 運営の基本方針

有度山 (日本平) の北麓に位置し、広い面積を有するこの公園は、世界に通用する舞台芸術を創造するとともに、舞台芸術の発展に必要な人材の育成等を図り、静岡県の舞台芸術の振興による県民文化の向上を目指す拠点施設として整備されました。

野外劇場や稽古場などの施設を備え、SPAC の創造や、発表の場としてのみでなく、人材育成の場としても活用しています。また、富士山を臨み、豊かな自然を味わえる公園として県民に公開しています。

今後は、恵まれた環境を生かし、県内外から、舞台芸術の創造の地を体感することを目的に、多くの人が集い交流できる場所となるよう一層の工夫をしていきます。



#### (4) 静岡県埋蔵文化財センター

##### ○ 基本理念

埋蔵文化財保護の中核的機関として、調査や研究、修復を行うとともに、埋蔵文化財の公開や活用を通じて、県民文化の向上に寄与する。

##### ○ 施設概要

所在地	静岡市駿河区谷田 23-20 ※旧庵原高校跡地に移転集約し H28 に開所予定
敷地面積	7,500 m <sup>2</sup>
建物面積	2,504.79 m <sup>2</sup> (その他附属建物 154.68 m <sup>2</sup> )
開館日	平成 23 年 4 月
施設	基幹施設：埋蔵文化財センター 事務所：中原、長泉 保管庫：谷田、中原、清水、大仁、小笠、磐田、森 展示：県立中央図書館展示室

##### ○ 運営の基本方針

文化財保護法に基づき、国等機関の開発行為により現状保存できない埋蔵文化財の記録等を後世に残すため、発掘調査を行うとともに、脆弱な出土品について長期に保管や活用ができるよう保存処理を行っています。

また、埋蔵文化財の活用を通じて文化財保護の意識を醸成するために、展示や公開、体験教室や学校等に出向いての授業などを実施しています。

#### (5) 静岡県立中央図書館

##### ○ 基本理念

県民の教育、学術及び文化振興と普及を図る。(静岡県文化センター設置条例)

##### ○ 施設概要

所在地	静岡市駿河区谷田 53-1
敷地面積	4,142.21 m <sup>2</sup>
延床面積	8,816 m <sup>2</sup> (地上 3 階、地下 1 階)
開館日	昭和 45 年 4 月
主要施設	閲覧室、書庫、子ども図書研究室、事務室、電算室、講堂、会議室、中集会室、小集会室 A、B、展示室
資料の保有状況	図書収容能力：約 78 万冊 図書資料 756,049 冊 雑誌 9,494 タイトル 新聞 40 タイトル 視聴覚資料・電子資料・マイクロフィルム 13,392 点

※ 静岡県文化センターを構成する(1)図書館(2)講堂、会議室のうち(1)の名称を静岡県立中央図書館という。(統計数値は平成 24 年度末)

## ○ 運営の基本方針

県民の教育及び文化の向上に寄与することを目的に、「県民の生涯学習の拠点」、「資料保存センター」、「市町立図書館への支援」を推進し、県内図書館の中核的機能を担う生涯学習の拠点施設となる。

## (6) 富士山世界遺産センター（仮称）

### ○ 基本理念

富士山にかかる包括的な保存管理及び富士山の自然、歴史や文化に加え周辺観光等の情報提供等の拠点となる。

### ○ 施設概要

所在地	富士宮市宮町
敷地面積	約 7,300 m <sup>2</sup>
施設規模	4,300 m <sup>2</sup> 程度
開館予定	平成 28 年度
主要施設	展示室（常設、企画展示室、映像シアター）、研修室、図書室、研究室、収蔵庫、レストラン等
展示構成（案）	ガイダンス展示、常設展示、企画展示、シアター

### ○ 運営の基本方針

基本コンセプトである「永く 守る」、「楽しく 伝える」、「広く 交わる」、「深く 究める」の諸活動を全方位的にバランスよく展開し、センターにおける活動成果の全てを「連ねる」ことで、来館者の多様なニーズに対応する拠点となる。

## (7) ふじのくに地球環境史ミュージアム

### ○ 基本理念

“ふじのくに”の地域学の創造と、「人」、「交流」、「連携」が導く知の拠点づくり

### ○ 施設概要

所在地	静岡市駿河区大谷 5762 (県立静岡南高校跡地)
敷地面積	55,723.7 m <sup>2</sup>
延床面積	9,334.49 m <sup>2</sup> (地上3階)
開館予定	平成27年度
主要施設	展示室、コミュニケーションホール、キッズルーム、授乳室、休憩室、学校記念室、和室研修室、ボランティアルーム、研究室、解剖室、収蔵室、一時保管室、事務室、図書室

### ○ 運営の基本方針

自然史と環境史を研究領域とする全国初の地球環境史博物館を目指し、調査研究、収集保管、教育普及、展示・情報発信等の博物館機能の充実を図ります。

従前の博物館のように、建物や展示に資源を充当するのではなく、高い専門知識を有する優秀なスタッフによる調査研究活動や教育活動を充実するとともに、NPOや県内大学など、多様な主体との研究協力を重視しながら、県内全域から日本をそして世界を活動空間とする「ソフトパワー重視」の活動を展開します。

## 4 県の主要機関の役割

県文化振興の中核となる4つの機関について、計画を推進する上で担う役割を記載します。

記載に当たっては、各機関の概要とともに、各機関が計画期間にどのような点に重点的に取り組むかという視点と具体的な施策内容について、「みる」「つくる」「ささえる」という文化振興の基本方針ごとに、記載します。

なお、文化振興の主要機関に求められる「みる」「つくる」「ささえる」それぞれの機能は次のとおりです。

### ○ みる

- ・ 鑑賞する場を提供する
- ・ 情報を提供する

「みる」とは、優れた文化・芸術の鑑賞や体験の機会を提供することです。県の機関には、それぞれの設置目的に応じて、専門性を生かし、独自性を発揮して、継続的に県民に良質な文化・芸術の体験機会を提供していくことが求められています。

### ○ つくる

- ・ 自ら創造する
- ・ 自ら創造する人を支援する

「つくる」とは、自ら芸術作品を創造することです。また、専門性の高い研究をすることや、文化資源を活用することも含みます。

県の機関には、本物の文化創造を目指し、自らが活動の質を追求すると同時に、多くの県民にとって創造活動を支援する場となることが求められます。

## ○ ささえる

- ・ ささえる活動をする人に場を提供する
- ・ ささえる活動を目指す人を育てる
- ・ 県内文化の活動を支援する資金助成等

「ささえる」とは、本県で行われる、または本県を拠点として発信される文化創造活動（＝「つくる」）が、より効果的に実施できるよう、それらの活動の価値を認め、支持し、支援する活動のことです。

県の機関には、そのような「ささえる」機能を持つとともに、地域で文化を「ささえる」活動を行う人々を支援していくことが求められます。

## (1) 静岡県立美術館

### ○ 概 要

設 立 年	昭和 61 年 4 月開館（平成 6 年 3 月ロダン館開館）													
設立目的	優れた美術作品の収集と展示を通じ、広く県民に美術作品の鑑賞と創作活動の場を提供するとともに、県の美術文化の発展を図る。													
組 織	館長、副館長、学芸部長、総務課、学芸課													
職 員 数	23 人													
特 長	<p>「風景とロダンの美術館」を掲げ、そのコレクションは、17 世紀以降の、日本と西洋で制作された風景画、富士山をモチーフとした作品や本県ゆかりの作家、作品を特長としている。また、ロダンの鑄造作品や近代彫刻作品を常設展示する「ロダン館」を持つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「開かれた美術館」を目指して企画展や収蔵品展を開催</li> <li>・ 移動美術館、講演会、美術館教室（学校連携普及事業）、創作週間などの開催</li> <li>・ 県内の公私立美術館の補完的役割</li> </ul>													
計画における位置付け	<table border="0"> <tr> <td>み</td> <td>る</td> <td>重点施策 1</td> <td>子どもが本物の文化に触れる機会の充実</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>重点施策 2</td> <td>多彩な文化活動と交流の拡大</td> </tr> <tr> <td>つ</td> <td>く</td> <td>る</td> <td>重点施策 4</td> <td>誇りを育む文化資源の発掘と魅力向上</td> </tr> </table>	み	る	重点施策 1	子どもが本物の文化に触れる機会の充実			重点施策 2	多彩な文化活動と交流の拡大	つ	く	る	重点施策 4	誇りを育む文化資源の発掘と魅力向上
み	る	重点施策 1	子どもが本物の文化に触れる機会の充実											
		重点施策 2	多彩な文化活動と交流の拡大											
つ	く	る	重点施策 4	誇りを育む文化資源の発掘と魅力向上										

### ○ 計画における位置付け

#### み る

美術館が県民生活にとって潤いをもたらす場となるよう、テーマを定めた収蔵作品展や常設のロダン館、国内外から作品を借り受けての特別展など、展覧会の開催を中心とした活動を通じて、県民に美術作品を鑑賞する機会を提供します。

- ・ 収蔵作品は、長年の美術作品に対する館の意思と評価の集積です。さまざまな切り口で、それらの作品価値を紹介していきます。
- ・ 他の美術館との関係を強め、新鮮なテーマで企画展を開催することにより、館の独自性を増し、魅力を高め、繰り返し来館する人を増やします。

- ・ 富士山の世界遺産登録を記念し、平成 27 年度に、富士山信仰を中心的テーマに据えた企画展として「富士山—信仰と技術」（仮称）を山梨県立博物館との合同で、静岡及び山梨両県で開催するなど、富士山の文化的価値を再認識する機会を提供していきます。
- ・ 開館 30 周年やロダン没後 100 年など、計画性を持って周年事業としてふさわしい企画展を開催するとともに、富士山コレクション、ロダンコレクションをより多くの人に鑑賞してもらえよう、展覧会の充実を図ります。
- ・ 地域や学校教育との連携を深め、鑑賞を主体とした出張美術講座やギャラリーツアー、粘土や絵の具を駆使するワークショップ等の体験講座など多彩な教育普及事業を展開していきます。
- ・ 地域の逸材の発掘を行い、テーマ性の強い企画展を行うなど、地域に開かれた活動をすることで、個人ばかりでなく地域にとっても重要な役割を担う公立美術館へと成長していきます。

美術を学びたいという県民の知的欲求に応えるため、学芸員が専門性を発揮し、県民が様々な形態で美術を学ぶ機会を提供します。

- ・ 学習活動の場を県民に提供し、美術を身近に感じてもらい、生涯学習の場としての活用を強化することにより、広義の教育機関として機能することを目指します。

## つくる

美術作品の収集と研究を通じ、収蔵作品の価値を継承するほか、本県に縁のある作品を文化資源として体系付けることで、本県固有の文化に新たな価値を創造します。

- 学芸員の広範な知識と地道な研究を基礎とし、独自性、創造性の高い展覧会を提供します。
- 収蔵作品は、県民の財産を効果的に活用するという意味でも、最も力を入れて研究されるべき対象であるとの認識に立ち、見る者にとって新たな発見となるような形で提示していきます。
- ロダン作品の価値を一層認識し、充実した作品群に加えてロダン研究の推進拠点となることを目指します。



[参考] 静岡県立美術館中長期計画

<p>目指す姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創造的で多様性に富んだ社会を実現していくために、地域をパートナーとした美術館運営を行い、地域にとってかけがえのない公立美術館となります。</li> <li>・収蔵作品を基盤として、人々が美術と出会い新たな価値を見出す体験の場をより多く提供します。</li> </ul>
<p>基本方針</p>	<p>重点施策の考え方</p>
<p>人々の感性を豊かにし、生活に新たな感想をもたらすような展覧会を開催します</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県民の視点に立ち、特に「静岡らしさ」を表現できるよう、現有の富士山コレクション、ロダンコレクションを始めとする文化資源を十分活用し、より多くの方に鑑賞してもらう方策を講じます。</li> <li>○ 調査及び研究を県立美術館におけるすべての活動の基盤と考え、その成果については、展覧会等広く公表することで、質の向上を図ります。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな視点や工夫に基づく企画展を積極的に展開します</li> <li>・他の美術館や大学との連携を進め、企画力を強化します</li> <li>・特徴あるコレクションを形成し、効果的に活用します</li> </ul> </li> </ul>
<p>地域や学校教育との連携を深め、質の高い芸術活動と普及活動を展開します</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県立美術館に求められる教育普及の役割を明確にし、この分野で今後求められる業務の再構築等を図るとともに、学校や県民のニーズを先取りするプログラムの開発や普及を行います。</li> <li>○ ムセイオン静岡、地域住民、企業、美術館友の会等と連携した事業を深化させるとともに、新たな連携や手法を開拓します。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い芸術教育と普及のプログラムを開発します</li> <li>・講座、講演会、シンポジウム、演奏会等を実施します</li> <li>・地域住民、企業、NPO等と連携した美術館活動を充実します</li> </ul> </li> </ul>
<p>さらに積極的な広報を工夫し、美術館活動の情報発信に努めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県立美術館のブランド力を高めるとともに、県民が「静岡県の誇りと自慢できる美術館」を目指し、様々な美術館活動の戦略的広報を展開していきます。</li> <li>○ 観光業界等と連携した新たな広報手段を開拓し、集客に努め、さらに、ロダン館、富士山絵画を「静岡県立美術館の顔」として、その魅力を発信していきます。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報戦略を策定し、広報の質を高めます</li> <li>・観光業界などとの連携や新たな広報チャネルの開拓に取り組みます</li> <li>・ロダン館の認知度を高め、来館者を増やします</li> </ul> </li> </ul>
<p>常に施設の改善に努め、美術館の快適度を高めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ お客様の満足度を高める施設を目指し、環境整備に努め、利便性を高めます。</li> <li>○ 県立美術館は、平成29年度に30周年を迎えることから、施設の再始動について検討を始め、より県民に愛される美術館を目指します。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・館内施設を充実させ、満足度を高めます</li> <li>・周辺環境やアクセスの利便性を向上させます</li> </ul> </li> </ul>

## (2) 公益財団法人静岡県文化財団

### ○ 概 要

設 立 年	昭和 59 年 5 月 22 日設立																				
設立目的	各種の文化振興事業を行うことにより、個性豊かな県民文化の振興を図り、県民生活の向上と活力あふれる郷土づくりに寄与する。																				
組 織	理事長、副理事長、専務理事、事務局長、事務局（総務課、企画制作課、利用サービス課）																				
職 員 数	37 人																				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グランシップの指定管理者として、自主企画事業および貸館事業等を担う</li> <li>・ 財団固有事業として、「しずおかの文化新書」の発行、ふじのくに文化芸術振興助成、文化団体の顕彰事業等を行う</li> <li>・ 平成 25 年 4 月 1 日公益財団法人に移行</li> </ul>																				
計画における位置付け	<table border="0"> <tr> <td>み</td> <td>る</td> <td>重点施策 1</td> <td>子どもが本物の文化に触れる機会の充実</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>重点施策 2</td> <td>多彩な文化活動と交流の拡大</td> </tr> <tr> <td>つ</td> <td>く</td> <td>重点施策 4</td> <td>誇りを育む文化資源の発掘と魅力向上</td> </tr> <tr> <td>さ</td> <td>さ</td> <td>重点施策 5</td> <td>文化力の地域づくりへの活用</td> </tr> <tr> <td>え</td> <td>る</td> <td>重点施策 6</td> <td>地域の文化拠点づくり</td> </tr> </table>	み	る	重点施策 1	子どもが本物の文化に触れる機会の充実			重点施策 2	多彩な文化活動と交流の拡大	つ	く	重点施策 4	誇りを育む文化資源の発掘と魅力向上	さ	さ	重点施策 5	文化力の地域づくりへの活用	え	る	重点施策 6	地域の文化拠点づくり
み	る	重点施策 1	子どもが本物の文化に触れる機会の充実																		
		重点施策 2	多彩な文化活動と交流の拡大																		
つ	く	重点施策 4	誇りを育む文化資源の発掘と魅力向上																		
さ	さ	重点施策 5	文化力の地域づくりへの活用																		
え	る	重点施策 6	地域の文化拠点づくり																		

### ○ 計画における位置付け

#### み る

グランシップの指定管理者として、「はじめての劇場」などの自主企画事業を通じ、特に、子どもを対象とする事業を重点的に推進します。

県民がはじめて文化・芸術に触れることを想定し、上質で多彩な鑑賞・体験事業を実施します。

- ・ 子どもたちを対象とする事業は、長い人生を文化・芸術とともに歩んでいけるよう、子どもたちに最初のきっかけを提供し、上質で多彩な文化を吸収することで「生きる力」を育む機関としての役割を強化します。
- ・ 学校と連携した集団での鑑賞事業から、個人の興味関心の度合いによって選べるワークショップの充実など、段階的に、感受性を養っていけるような体系的な展開を目指します。

- ・ さまざまな実施者により行われている、本県の子どもを対象とした事業を把握した上で、事業展開を図ることにより、県内の文化振興に向けて、文化財団がより大きな役割を担うことを目指します。

県内文化施設を支援する立場から、グランシップで実施する自主企画事業だけでなく、地域の文化団体とのネットワークや、開館以来培ってきた企画制作のノウハウを活用し、各市町と連携した事業展開を図ります。

- ・ これまでグランシップにおいて実施してきた鑑賞・体験事業のうち、例えば、伝統芸能や音楽公演、ワークショップなど、質が高く多くの鑑賞者を見込める事業に関しては、県内の他地域の公立文化施設や民間団体との連携により、県内全域を対象として実施し、若者から高齢者までさまざまな県民の欲求に応じていきます。

## つくる

出版物の発行等を通じ、本県固有の文化資源が持つ価値の再認識を促します。

- ・ 法人設立の目的に掲げた郷土づくりへの寄与をめざす文化財団固有事業として、約30年間にわたり行ってきた文化振興における情報の蓄積を、「しずおかの文化新書」の発行や講演会等の活動に生かし、本県の多彩な文化資源の存在や価値について再認識を促していきます。

## ささえる

顕彰制度や助成制度により、地域の文化活動を支援します。

- ・ 長年にわたり本県の文化振興に貢献してきた人や団体を顕彰し、次世代に引き継いでいくために、引き続き「地域文化活動賞」での表彰や「地域文化活動記念フォーラム」等の開催により、文化をつなぐネットワークづくりに積極的に取り組んでいきます。
- ・ 「ふじのくに文化芸術振興助成制度」により、文化交流・発信事業、公立文化施設の連携・交流事業、「ささえる」活動団体の自立に向けた活動、県内の文化芸術団体のステップアップ活動の4つの分類で地域の文化団体への助成を行います。

- ・ 県内の文化活動が継続的に行われていくよう、各団体の活動状況に鑑み、その質や成果に応じて助成できるよう、現行の「ふじのくに文化芸術振興補助金」を基に、よりきめ細かな補助制度設計を行うなど、本県の文化の質の向上に資する効果的な支援を検討します。

**地域の文化活動支援の一つとして効果的に情報を集約し、提供します。**

- ・ 情報の集約と効果的な提供については、静岡県総合文化情報サイト「しずおかの文化情報」で、県内の文化活動情報を一元的に集積し、フェイスブックも併用して運用しています。情報、意見、アイデアを相互に交換する場となり、ささえる事業の一つの柱となるよう、有効に運用していきます。

**地域の公立文化施設職員など、文化をささえる人材の育成に取り組みます。**

- ・ 地域の公立文化施設が、「劇場法」にいう地域の文化拠点として、ささえる機能を充実させていけるよう、例えば、様々なプログラムを適切に組み合わせて提供できるファシリテーター(活動を促進する人)の育成を目的としたワークショップを開催するなど、文化に関する人材の育成を進めます。

**グランシップの指定管理者として、県民による文化活動が積極的に行われるよう、練習や発表の場の提供をします。**

- ・ グランシップを利用する文化催事の主催者に対し、企画内容に関する助言や、設備の効果的な利用方法についての技術支援を行います。

[参考] (公財)静岡県文化財団の事業体系と主な事業計画

<p><b>目指す姿</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内文化活動への支援を一層強化し、文化団体のネットワークづくりの中心的機関（＝中間支援組織）となります</li> <li>・ 自主企画事業や貸館事業等を通じて、グランシップを適正に運営します</li> </ul>
<p><b>基本方針</b></p>	<p><b>重点施策</b></p>
<p>子どもの時から本物に触れる鑑賞機会の提供をします</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 音楽、舞踊、伝統芸能など、表現力、想像力、創造力など生きていく力を育む多彩で上質な文化・芸術作品に、子どもの時から触れられるよう、鑑賞機会を提供し、生きる力を育みます</li> </ul>
<p>地域文化の振興や芸術文化における教育普及を行います</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県の文化に関する書籍の発行や、講演会の開催により、郷土の文化資源への理解を促進します</li> <li>・ 県民参画や地域の文化団体等との連携協力を進める交流事業を積極的に推進します</li> <li>・ グランシップ貸館事業において、積極的に文化催事等の利用促進を図ります</li> </ul>
<p>各地域に根ざした文化活動を支援し、それらをつなぐネットワークづくりを行います</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県の文化活動情報を一元的に集積しネット上で公開し、団体間の情報共有を促進します</li> <li>・ アートマネジメントセミナーの開催により、地域の文化施設職員のスキルアップに貢献します</li> <li>・ 地域文化活動賞を核とし、地域の文化活動をささえる推進者の交流を図ります</li> <li>・ 助成制度により、県内文化活動団体等を支援します</li> </ul>

### (3) 公益財団法人静岡県舞台芸術センター(S P A C)

#### ○ 概 要

設 立 年	平成7年7月21日
設立目的	演劇、舞踊等の舞台芸術に関し、その創造活動等により、静岡県の芸術文化の振興を図り、香り高い文化の創出に寄与する。
組 織	理事長 芸術総監督 芸術局長、芸術局（制作部、文芸部、創作・技術部、演技部） 専務理事兼事務局長、事務局（総務課）
職 員 数	98人
事業内容	<p>県立の劇団として、県民をはじめ多くの人に舞台芸術作品に触れる機会を提供する専門機関です。常設の専用劇場と稽古場をもち、芸術監督の下、オリジナル作品を生み出しており、この形態が公立文化施設としては日本で唯一であることから、本県文化振興の特長の一つといえます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 舞台芸術作品の創造と公演（専属スタッフによる独自の作品の制作、国内外の優れた舞台芸術作品公演や舞台芸術の国際的イベントの定期的開催）</li> <li>・ 舞台芸術の振興を支える教育、人材育成</li> <li>・ 県民の舞台芸術活動の支援</li> </ul>
計画における位置付け	<p>み る 重点施策1 子どもが本物の文化に触れる機会の充実</p> <p>重点施策2 多彩な文化活動と交流の拡大</p> <p>つくる 重点施策3 憧れを呼ぶ創造活動の発信</p>

#### ○ 計画中における位置付け

##### み る

公立文化事業集団として、県民をはじめ、国内外の多くの人に優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供します。

- ・ 劇場だからこそ味わえる臨場感、高揚感や作品テーマから受ける感動などを得られる場として機能することを重視し、県民をはじめ多くの人々が舞台に足を運び、優れた作品を鑑賞できる、機会を提供していきます。

県民の舞台芸術活動の支援など、舞台を「教育機関」として捉え、学校や地域コミュニティを補完し、地域における新たな拠点となるよう、役割の範囲を広げます。

- 優れた作品を創るだけでなく、積極的に地域との交流を図ることで、演劇を通じて、人が生きていくことの喜び、悲しみ、思いやり、不可解さなど学び感じる力を身につけることができるよう、教育機関としての機能も担っていきます。
- 「SPAC親と子の演劇教室 シアタースクール」、「ちいさいおとなと大きな子どものための夏休みシアター」等の子どもを対象とした事業や、「SPAC県民月間」、「SPAC県民劇団公演」、「リーディング・カフェ」等により、県民自らが舞台づくりや戯曲に触れる場を設けていきます。
- 「劇場法」に掲げる地域の文化活動の拠点として、希薄になりがちな地域の間関係では培えない、感受性や想像力を育む場として、親しまれ、必要とされる機関となることを目指していきます。

## つくる

静岡芸術劇場及び舞台芸術公園を拠点として、多彩な作品群からなる優れた舞台芸術を創作し、発表します。

- 定期公演に加えて「ふじのくに⇄せかい演劇祭」や「春の野外芸術フェスタ」、海外公演などを行い、SPACの存在の源泉である創作活動を、継続的に行っていきます。
- 国内においては、公立劇場間のネットワーク化、地域から質の高いオリジナル作品を発信することで、首都圏中心の既存システムに頼らなくても自立していける、相互協力関係を築いていきます。
- 海外では、アヴィニヨンの演劇祭に招へいされるなど、世界の演劇界において高い評価を得たことから、今後も各国の演劇祭からの招へいに応え、優れた舞台芸術を中核として本県の文化的魅力を世界へ発信していきます。
- 舞台芸術に関わる人材面でも、若い技術者をOJT方式で育成してきました。やがて全国的に活躍するSPAC出身の演劇人を多数輩出できるよう、人材育成に力を入れていきます。

[参考] 静岡県舞台芸術センターのミッション

<p><b>目指す姿</b></p>	<p>多くの人々がSPACの活動に接し、SPACの活動を楽しみます。</p>
<p><b>基本方針</b></p>	<p><b>重点施策</b></p>
<p>演劇文化の振興機関として機能を充実させます</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本における演劇遺産の継承と発展を担う一大拠点となります</li> </ul>
<p>国際的な文化交流機関としての役割を果たします</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優れた舞台芸術作品を中核として“SHIZUOKA ブランド”を世界へ発信します</li> <li>・ 将来、SPACの舞台に立つ、又は世界で活躍する演劇関係者を育成します</li> </ul>
<p>広義の教育機関として次世代の育成に努めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 演劇を通じ、社会を考える材料を提供し世界や人間の多様性への寛容さを育みます</li> </ul>
<p>演劇を通して地域振興に貢献します</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静岡県に育ち、暮らすことを誇りに思う文化的な地域づくりに貢献します</li> </ul>



#### (4) 公立大学法人静岡文化芸術大学

##### ○ 概 要

設 立 年	平成 12 年公設民営方式により学校法人が運営する私立大学として開学、平成 22 年公立大学法人が運営する大学に移行
設立目的	文化・芸術を探究し、人間味溢れる質の高い文化の創造を提案し、かつ、発信するための教育研究を行うことにより学術文化の振興に資するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与すること並びに社会の課題に積極的に対応するため、地域や、国際、世代が教育研究の場で幅広く融合する開かれた大学として、わが国の更なる発展に貢献することを目指す。
組 織	【法人】理事長、副理事長、理事、事務局 【大学】学長、副学長、文化政策学部、デザイン学部、大学院、文化・芸術研究センター、事務局
職 員 数	161 人（教員 81 人、事務職員 80 人）
特 色	文化政策学部を持ち、アートマネジメント人材の養成を行う大学として全国に先駆けて設立された。 【運営面】社会人聴講生・科目別履修生制度や一般向け公開講座等開催による「開かれた大学」の実現 【教育面】2 学部の交流、少人数教育、実践的な語学や情報処理、野学(フィールドワーク)の重視、地域との連携等 【研究面】テーマに沿った教育研究費の配分、研究成果の地域への還元や情報発信等
計画における位置付け	つくる 重点施策 4 誇りを育む文化資源の発掘と魅力向上 ささえる 重点施策 5 文化力の地域づくりへの活用 ささえる 重点施策 6 地域の文化拠点づくり

##### ○ 計画における位置付け

###### つくる

社会に貢献する実務型の人材を育成する大学として、文化を社会的課題解決のための手段として用いることで、地域社会に貢献します。

- ・ 独創性と学術性を備え、社会の発展に貢献できる、国際的にも高水準といえる研究成果を生かし、地域の自治体と連携した研究や政策提言を行うなどの貢献をしていきます。

- ・ 地域、企業、大学が連携して、地域発、日本発の文化発信につながるようなあり方を、学生を中心にワークショップ形式で検討、提案します。
- ・ 実際的な文化創造活動を学びの場に取り込み、地域社会への貢献度を高めていきます。

(例)

- ・ デザインの持つ創造性を商工業に生かす提言
- ・ 音楽のまち浜松をテーマとした文化発信
- ・ 学生プロジェクトによる異文化交流の視点に立ったイベントの開催

## ささえる

文化活動団体が公益的使命を果たせるよう、専門的見地から助言し、自立的運営に導きます。

- ・ 大学の知的蓄積や人的繋がりを活用し、「文化施設・実演芸術団体のためのアートマネジメント実践ゼミナール」の実施に取り組みます。
- ・ 国際的基準に基づく専門的なアートマネジメント教育プログラムを用い、広く県内外の団体を対象に講義及びワークショップ等の講座を通じて、各現場における現状分析、中長期計画策定を支援します。

こうした過程を通じ、各団体が公益的使命の達成を実現し、県内はもとより全国における文化や芸術の発展に貢献できる人材を育成することで、団体活動を支えていきます。

- ・ 静岡国際オペラコンクールは、大学内に実行委員会事務局を設置しており、国際オペラコンクール連盟公認のコンクールとして、次世代を担う声楽家の人材の発掘や育成に対する評価を得ています。

今後は、企業協賛をはじめとして地域とともに歩む体制づくりが望まれます。また、日本で唯一の文化政策学部を設置する大学として、国際コンクールを継続的に実施することで得られる情報を基にした分野横断の研究を推進し、その成果を基礎とした教育カリキュラムへの展開の検討を進めていきます。

[参考] 公立大学法人静岡文化芸術大学中期計画（平成22年10月7日認可）

<p><b>目指す姿</b></p>	<p>中期目標に掲げる人材育成と社会への貢献を達成するため、次の4つを核とした活動を行い、推進に当たっては、質の高い教育と特徴ある研究を推進する教育研究基盤と社会のダイナミックな変化に対応できる運営体制の整備を図るとともに、柔軟性があり効率的かつ効果的な意思決定及び事業執行をめざします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人と人、社会、環境、情報などのより良い関係について、文化、社会、民族、地域等の広い視点から教育研究を推進します。</li> <li>2 知性と感性の融合を図り、社会や人間の暮らしに美しさと豊かさを生み出す人・芸術・技術に関わる教育研究を推進します。</li> <li>3 人間性豊かな新しい文化の創造を、世界に向けて提案・発信する地域の拠点の形成に向けて教育研究を推進します。</li> <li>4 1～3を進める上で、地域との密接な連携や協働を図り、地域産業の発展、文化の振興に資することを旨とした活動を推進します。</li> </ol>	
<p><b>基本項目</b></p>	<p><b>主な内容</b></p>	
<p>教育研究等の質の向上</p>	<p>教育に関する目標の達成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターンシップの充実などキャリア教育体制を構築し、学生が主体的に自己の将来を開拓できるよう指導します。</li> <li>・教育活動の成果を検証し、ファカルティ・ディベロップ活動と連動させながら、カリキュラムや教育方法等を改善します。</li> <li>・基礎教養科目等と専門科目のバランス等の改善及び補完的な連携を図り、流動化する社会の要請に応えられるカリキュラム編成とします。</li> </ul>
	<p>学生への支援に関する目標の達成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の連携体制を基盤としてキャリア教育の成果を生かし、個々の学生のニーズに対応したきめ細やかな相談・支援を行います。</li> </ul>
	<p>研究に関する目標の達成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的に高水準の研究活動を推進するとともに、その中で特に地域社会の発展に貢献できる領域を「重点目標研究領域」に設定し、組織的、戦略的に推進します。</li> </ul>
	<p>地域貢献に関する目標の達成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果を地域に還元するため、公開講座、文化芸術セミナー等のイベントや社会人聴講生の受け入れ等のプログラムを充実します。</li> </ul>
	<p>国際交流に関する目標の達成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流協定校を中心に、教員の海外研修や学生の海外留学など教員や学生の交流活動を活性化するための派遣・受入れ体制の整備や支援の充実を図ります。</li> <li>・多文化共生社会の実現に向けた地域活動を支援します。</li> </ul>
<p>法人経営に関する業務運営の改善及び効率化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長、学長のリーダーシップのもと、教員と職員が一体となった協働体制を構築します。</li> <li>・教育研究活動成果や業務運営執行状況を継続的に点検・評価し、結果を公表することによって、それらの改善に反映します。</li> </ul>	

## 5 連携の考え方と可能性

文化活動の主役は県民であり、文化振興においては、県や市町などの行政機関、各地の文化施設や文化団体、大学、学校、企業、さらにNPOや文化ボランティアなど多様な主体が、相互に関連性を持ちながらそれぞれの役割を果たしていくことが重要です。

県立美術館、県文化財団、グランシップ、県舞台芸術センター(S P A C)、静岡文化芸術大学など、県の施設や機関は、それぞれの役割に基づいて独自の事業を行うことはもちろんですが、地域の文化拠点として、多様な推進主体と連携することで、単独では難しかった地域社会への影響も高められます。

以下に、具体的な連携の取組を記載します。

### みる

#### ○ キッズアートプロジェクトしずおか

本県の未来を担う子どもたちに、本物の芸術に触れる機会を提供するため、県内の美術館、博物館が連携し、小学生専用の「ミュージアムパスポート」を製作し、県内全域の小学生に配付しています。

今後は、地域の美術館情報、子ども向けイベントを掲載した「ミュージアム通信」を定期的に発行するほか、小学校と連携し美術館賞環境の充実を図って「静岡モデル」の発信を目指しています。

#### ○ ムセイオン静岡

平成18年に、谷田地域の県立大学、県立美術館、県立中央図書館、県埋蔵文化財センターを構成員に始まった「谷田サミット」は、相互の協力と施設や人材等を活用した地域貢献を目的に活動してきました。その後、平成21年に、県舞台芸術センター(S P A C)、県コンベンションアーツセンター「グランシップ」の参画により「ムセイオン静岡」と改め、連携を拡大しました。

今後は、文化振興やまちづくりに貢献する活動をさらに充実するほか、平成25年度に締結した「文化の丘づくり事業推進に関する協定」に基づき、富士山を仰ぎ見る美しい風景の下に、文化資源が集積する日本平地域の魅力を国内外へ発信していきます。

## ○ 日本平（有度山）フレンドシップ協定

県立美術館、県舞台芸術センター、株式会社日本平ホテル、久能山東照宮、静岡市立日本平動物園の各施設は、日本平(有度山)地域における観光の魅力を一層高めるとともに、県が目指す「ふじのくに芸術回廊」の実現に寄与することを目的として、相互の連携や協力を行い、それぞれが持つ資源の有効活用や国内外への情報発信を行うため、平成25年4月に協定を締結しました。

今後、日本平地域の魅力の情報発信を始め、芸術散歩の地として利用されるよう、遊歩道の整備を行うなどの事業に取り組んでいきます。

## ○ 県外公立美術館間のネットワークづくり

県立美術館は、これまでも展覧会開催に当たり、他の美術館から作品を借り受け、展示内容の充実を図ってきました。今後も引き続き、作品のみならず学芸員の相互交流等により、関連テーマの研究や合同企画展の開催など互換的な取組が効率的な運営のためにも必要です。特に、運営規模や目的が類似する他県の公立美術館との相互協力を重視していきます。

## つくる

### ○ 県外公立劇場間のネットワークづくり

S P A Cは、本県を創造の場としてオリジナル作品を数多く制作しています。他県の公立劇場でも、舞台芸術フェスティバルの開催や、専属の表現集団を持つなど、共通する活動を行っている館がいくつかあります。そうした劇場間で、作品の相互上演などを可能にするネットワークを作り、東京のシステムに頼らず地方から発信することで、恒常的な質の向上につなげます。

### ○ ふじのくに野外フェスタ

富士山世界遺産登録を契機に、富士山をはじめとする「ふじのくに」の魅力の発信や賑わい創出を目的として、S P A Cが企画運営している野外イベントです。会場となった清水港や富士山浅間大社、グランシップなど、さまざまな機関や団体の協力連携により実現しており、新たな展開が見込まれます。

## ○ 文化資源情報の宝庫としての県立中央図書館

県立中央図書館は、県民の教育及び文化の向上に寄与することを目的に、「県民の生涯学習の拠点」、「情報発信資料保存センター」、「市町図書館への支援」の3つの役割を担っています。

図書資料だけでも756,000冊を上回る蔵書を持つ知の集約機関であり、生涯学習の拠点施設である図書館の役割の大きさを再認識し、文化振興策において各推進主体と連携することで、文化資源の発信交流事業の基盤的役割を担っていくことが望まれます。

## ○ ふじのくに地球環境史ミュージアム

平成27年度から開設する「ふじのくに地球環境史ミュージアム」は、世界遺産富士山や南アルプス、駿河湾など、世界の宝とも言える本県の恵まれた自然を生かして、「自然史」を基本に、「環境史」に広がる分野を研究領域とする全国初の博物館として、実践の学にふさわしい優れた研究者を集い、環有度山を中心とした高等教育機関や博物館、全国の研究者などとの連携を深め、“ふじのくに”の知の拠点の形成を目指していきます。

## ささえる

### ○ 伝統芸能普及プログラム

県文化財団が中心となり、市町文化施設や県内の学校と連携し、伝統芸能の継承と地域の活性化を図るプログラムを実施しています。例えば、能楽師に学んだ大学生が、中学校で能楽を取り入れて音楽の授業を行うなど、地域の実情に合わせきめ細かな事業を行うことで、地域文化の芽の育成に協力しています。

### ○ 「文化情報センター」の設置

県文化財団では、本県の総合文化情報サイト「しずおかの文化情報」の運営を通して、県内の文化活動を集積、フェイスブックの活用により生の声も把握してきました。今後は、文化活動に関する総合相談窓口を設置するなど、文化施設や文化活動を支える人材の育成に貢献できる機関になるよう準備を進めていきます。

## ○ 全国公立文化施設、県公立文化施設協議会との連携

県文化財団では、全国及び県内の公立文化施設と情報交換等を行っています。今後は、事業実施においてネットワークを活用し、市町の文化施設での自主企画事業の実施や、事業手法の提供等により、積極的に連携を図っていきます。

## ○ ふじのくに地域・大学コンソーシアム

大学ネットワーク静岡を母体として、新たに設立された「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」では、高等教育機関の知的資源を活用した地域の課題解決・活性化や学術研究成果の県民への還元を目的とした事業に取り組んでいます。例えば、学生による地域活性化の取組への支援や大学連携による地域をテーマとした公開講座の実施などがあります。今後、地域のニーズを踏まえつつ、学術的見地から、文化をはじめとした地域振興への取組を進めていきます。

## 第5章 政策評価

### 1 評価について

#### ○ 文化政策の評価の特徴

行政が実施する様々な施策については、目標がどの程度達成されたかを客観的に検証するための評価が必要となります。文化政策が扱う「文化」は、多様な価値観を内包しているため、個々の事業評価だけでは十分ではありません。そのため、評価に当たっては、定量的評価に加えて質の評価（定性的評価）の実施が求められます。

しかしながら、定性的評価の手法が確立されていないため、往々にして、定量的評価を重視する傾向があります。定量的評価は、数値で簡潔に示されるため、明快な印象を与えますが、事業が持つ社会的価値の度合いとは結果が異なる場合もあります。

#### ○ 本県の評価の考え方

このような文化政策の評価の特徴を認識した上で、文化政策の使命を念頭に置き、定量、定性双方の指標を組み込んだ、P（計画：Plan）、D（実施：Do）、C（評価：Check）、A（改善：Action）による体系的な評価を行います。

#### 【評価手順】

##### ・ 事業評価

当該年度に実施する具体的な事業の定量的及び定性的成果をアウトカム（プログラム参加者の行動、知識、技能、立場、機能レベルにおける特定の変化）指標として取り上げ、あらかじめ設定した目標値を基準に評価を行います。

##### ・ 重点施策評価（政策評価）

上記事業レベルでの評価結果を基準に、6つの重点施策について、Aか



らEまでの5段階評価を行い、その達成度を判断します。

- ・ 最終目標の評価

毎年の評価と、3年に1度実施している「文化に関する意識調査」の回答結果を参考にして、総合的な評価を行います。

- ・ 外部評価等について

より有意義で効果的な事業の実施を図るため、主要事業をいくつか取り上げ、外部有識者も加えた外部評価の実施に努めます。

また、評価結果については、客観性、多面性を高めるため、文化政策審議会に報告しチェックを受けるとともに、積極的に情報公開します。

<留意点>

① 評価の基礎となる社会情勢や文化に関する各種のデータやエピソードなどに常に関心を持ち、必要な情報の収集や分析を行い、評価の判断材料とします。

② 定性評価については、下記のいずれかの項目を評価できる評価指標を設定します。

- ・ 重要性 … 重点的、又は優先的に実施しなければならないものか
- ・ 必要性 … 時代、環境の変化に伴い、当初の目的や取組の必要性等が薄らいでいないか
- ・ 妥当性 … 適切な役割分担となっているか（県の関与の妥当性）  
適切な手段となっているか（手段の妥当性）
- ・ 公平性 … 受益者が偏っていないか  
応分の負担を求めているか
- ・ 有効性 … 県民のニーズを満足させているか（満足度）  
求めている成果をあげているか（目標達成度）
- ・ 効率性 … 費用が掛かり過ぎていないか（費用対効果）
- ・ 独創性 … 地域の特性を生かしたオリジナリティを発信しているか

## 2 評価システムの全体像

### 【使命】

県民一人一人が文化を創造し享受できる環境を整え、誇り（愛着）を感じ、ここは住みやすい、ここに暮らしたいと思う魅力ある地域（感性豊かな地域社会）の形成を目指します。

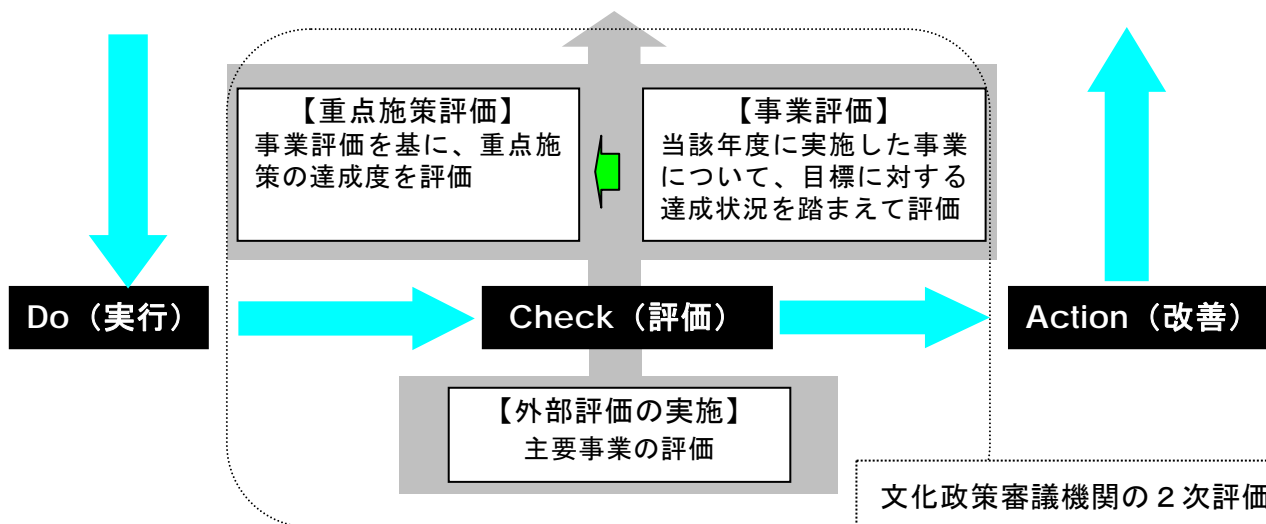
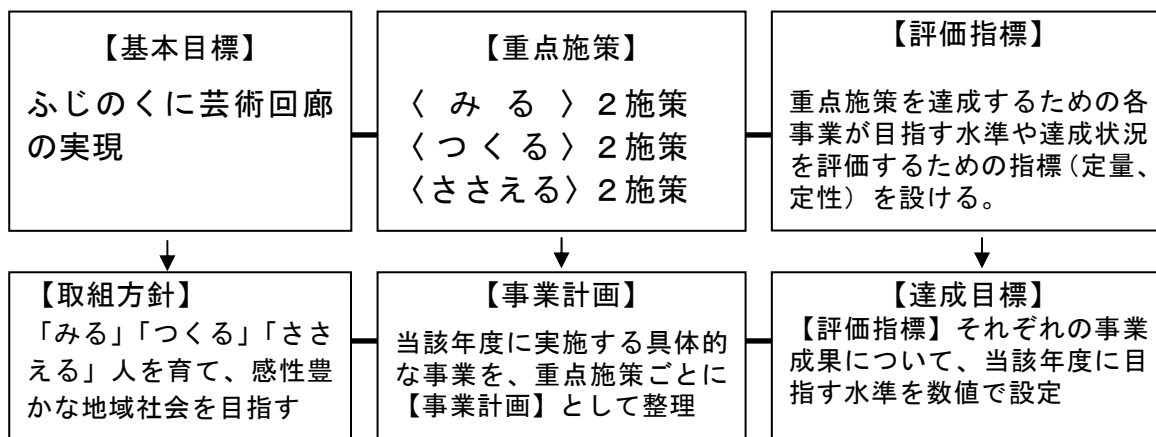


### <評価の流れ>

目標管理システム＝P計画→D実行→C評価→A改善のサイクルによる運用

#### Plan（計画）

（システムの体系）



### <県総合計画等との調整>

県総合計画及び施策展開表との調整を十分に図ります。

### 3 評価体系

#### ○ 重点施策 1 子どもが本物の文化に触れる機会の充実

主な事業(達成手段)	評価指標	備考
ふじのくに子ども 芸術大学	受講者数	
	アンケート結果（初めて参加した子どもの数など）	定性
子どものための芸 術文化体験事業	鑑賞者数	
県文化財団の自主 企画事業	チケット販売総数の子どもや学生の割合	
	県文化財団の「はじめての劇場」の評価	定性
S P A Cの公演	中高生鑑賞事業の参加者数	
県立美術館	学校教育と連携した取組数	
	普及や教育プログラムに関する美術館職員のレポート	定性

〈その他参考データ例〉

- ・ 公立文化施設が行う子どもを対象とする文化鑑賞・体験事業の実施状況（静岡県「公立文化施設に関する調査」）
- ・ 全国高校総合文化祭への派遣人数（県資料）

#### ○ 重点施策 2 多彩な文化活動と交流の拡大

主な事業(達成手段)	評価指標	備考
ふじのくに芸術祭	参加者数	
	共催事業数	
県立美術館の展覧 会	観覧者数	
	自主企画展等の観覧者満足度	
	展覧会に対する外部評価	定性
県文化財団の自主 企画事業	チケット販売総数	
	満足度	
	アンケートにおける意見	定性
S P A Cの公演	鑑賞者数	

〈その他参考データ例〉

- ・ 1年間に芸術や文化の活動を行った人の割合（県「文化に関する意識調査」）

○ 重点施策 3 憧れを呼ぶ創造活動の発信

主な事業(達成手段)	評価指標	備考
SPACの公演	公演数	
	SPACを知っている県民の割合	
	SPACの海外における活動状況	定性
	SPACの俳優、技術者等の県外での活動状況	定性
静岡国際オペラコンクール	応募者数	
	コンクール受賞者のその後の活動状況	定性

〈その他参考データ例〉

- ・ 国内や海外での本県の文化事業に関する評価（新聞論評等）

○ 重点施策 4 誇りを育む文化資源の発掘と魅力向上

主な事業(達成手段)	評価指標	備考
文化資源データベース	掲載資源数	
	文化資源データベース活用事例	定性
情報誌「アトリエふじのくに」	発行数	
	読者評	定性
文化情報総合サイト「静岡の文化情報」	しずおかの民俗芸能コーナーアクセス数	
伊豆文学フェスティバル	応募数	
	伊豆文学賞審査員の選評	定性

〈その他参考データ例〉

- ・ 静岡県の文化水準が高いと思う人の割合（県「文化に関する意識調査」）
- ・ 県内に他に誇る文化資源があると思う人の割合（県「文化に関する意識調査」）

○ 重点施策5 文化力の地域づくりへの活用

主な事業(達成手段)	評価指標	備考
文化情報総合サイト「静岡の文化情報」	文化団体、アーティスト情報掲載数	
	アートビジネス企業リストアクセス数	
「文化をささえる」基盤形成促進事業	文化の力を、まちづくりや産業、福祉、教育等、様々な分野に生かした取組事例	定性

〈その他参考データ例〉

- ・ 文化の力を、まちづくりや産業、福祉等、様々な分野に生かした取組事例（新聞論評等）

○ 重点施策6 地域の文化拠点づくり

主な事業(達成手段)	評価指標	備考
「ささえるチカラ」サイト	アクセス数	
	掲載団体等の活動事例	定性
県文化財団のアートマネジメントセミナー	参加者数	
県文化財団の地域文化活動表彰	記念フォーラム参加者数	
	表彰事例の内容	定性

〈その他参考データ例〉

- ・ 劇場法に係る文化庁補助事業の活用状況（文化庁ホームページ等）

# 資料編

- 1 用語解説
- 2 計画策定までの経過
- 3 静岡県文化政策審議会委員名簿
- 4 静岡県文化振興基本条例

## 1 用語解説

### ■ 第24回国民文化祭 しずおか2009 (P17 ほか)

平成21年10月24日から11月8日までの16日間にわたり、静岡県内で開催された。「ふじのくに 高まる広がる 文化の波」のテーマのもと、県内37市町の286会場で95事業が行われ、国内外から約215万人の参加があった。

### ■ (公財)静岡県舞台芸術センター (SPAC) (P19 ほか)

平成7年に舞台芸術の創造活動を通じて静岡県の芸術文化の振興を図るために設立された。芸術総監督に鈴木忠志氏を招いて発足し、平成19年度から宮城聡氏に交代した。世界的なレベルの舞台芸術作品を生み出している。

### ■ アートNPO (P20 ほか)

NPOは、non-profit organization(民間非営利組織)の略。営利を目的とせず、福祉やまちづくり、環境保全など様々な社会貢献活動を行う民間組織の総称。アートNPOは、芸術文化活動を通して社会貢献活動を行う民間組織。

### ■ アートマネジメント (P21 ほか)

劇団や楽団、劇場・音楽堂、美術館等、公益を目指して芸術活動を行う非営利組織の運営に科学的な管理手法を取り入れること。ほかに、企業や政府の芸術支援や、美術や音楽等の展示や公演の企画・運営、それらの広報支援の手法等を指す言葉として使われることもある。

### ■ アーツカウンシル (P35 ほか)

芸術文化に対する助成を機軸に、行政とは一定の距離を保ちながら、文化政策の実施を担う専門機関。欧米諸国などで設置され、日本では平成24年に東京都で初めて本格的に設置された。

### ■ <sup>みうらたまき</sup>三浦環 (P36)

大正から昭和にかけて欧米で活躍したオペラ歌手。大正4年、ロンドンのオペラハウスで「蝶々夫人」の主演を演じて大好評を博し、アメリカやイタリアでプリマドンナとして大活躍した。父母と夫が静岡県出身であることから、一時期は静岡県内で生活し活動を行うなど、本県と縁が深い。

■ **国際音楽家コンクール世界連盟**（P36）

1957年に世界各地の国際音楽コンクールによって結成された連盟。本部はスイスのジュネーブ。加盟コンクールの水準維持のため公募、審査等に関する厳しい規約がある。平成25年5月現在、117のコンクールが加盟。

■ **静岡県文化財等救済ネットワーク**（P41）

東海地震等の大災害から文化財等を守るため、大学、博物館、NPO、行政等の関係団体が連携して活動するネットワーク。平成26年1月現在、48団体が加盟。

■ **静岡県文化財等救済支援員**（P41）

東海地震等の大災害から文化財等を守るため、平常時の災害対応準備、災害発生時の文化財等の救出、一時保管等を行うボランティア。県の登録制。平成26年1月現在、178名が登録。

■ **グリーン・ツーリズム**（P46）

農産漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

■ **プラットフォーム**（P47ほか）

本来は、基盤や土台となる場所を指す言葉。そこから転じ、多くの人や情報が集まる拠点を表す意味で使われる。本計画では、「ささえる」役割を担う団体等が、他分野との協働を推進するための交流や検討を行う「場」を示す。

■ **県公立文化施設協議会**（P52ほか）

公立の文化施設が、相互の連絡などにより、県内各地域の文化振興の促進や充実を図ることを目的とした協議会。会長館はグランシップ。

■ **企業メセナ**（P53）

企業による芸術文化支援のこと。「メセナ」は、「芸術文化の擁護・支援」を意味するフランス語。

■ **ファシリテーター**（P73）

促進者を意味する言葉。集団による問題の解決、アイディアの創造など、あらゆる知識創造活動を支援し、促進していく人。自身はその活動そのものには参加せず、中立的な立場から調整の役割を担う。



## 2 計画策定までの経過

日 付	区 分	内 容
平成 24 年 7 月 23 日	文化政策審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 2 期計画の進捗状況の審議</li> <li>第 3 期計画策定に向けた意見交換</li> </ul>
平成 24 年 10 月 29 日 ～平成 25 年 2 月 18 日	文化政策審議会評価 部会(全 5 回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策体系、各事業の検証</li> <li>文化活動団体の活動状況調査</li> </ul>
平成 25 年 3 月 22 日	文化政策審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価部会検討結果の報告</li> <li>第 3 期計画の基本的な方向性についての意見交換</li> </ul>
平成 25 年 5 月～7 月	文化政策審議会委員 からの意見聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的分野からの意見を聞き取り</li> </ul>
平成 25 年 8 月 8 日	文化政策審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画中間案の審議 第 1 章、第 2 章</li> </ul>
平成 25 年 10 月 22 日	文化政策審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画中間案の審議 第 3 章、第 4 章、第 5 章</li> </ul>
平成 25 年 12 月 13 日 ～27 日	文化活動団体への意 見募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画中間案に対する意見募集</li> </ul>
平成 26 年 1 月 20 日	文化政策審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画案の審議 第 1 章～第 5 章</li> </ul>
平成 26 年 2 月 19 日 ～3 月 9 日	県民意見募集 (パブリックコメント)	

### 3 静岡県文化政策審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	役職等	
くまくら いきお 熊倉 功夫	静岡文化芸術大学 学長	会長
なかむら よういちろう 中村 羊一郎	静岡産業大学総合研究所 客員研究員	副会長
いわさき なおこ 岩崎 尚子	株式会社アール・ピー・アイ マネージャー	
うめはら みちお 梅原 通夫	静岡県立静岡城北高等学校 校長	
おぎわら やすこ 荻原 康子	公益社団法人企業メセナ協議会 事務局長	
かたやま たいすけ 片山 泰輔	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	
くぼた かおり 久保田 香里	静岡デザイン専門学校 校長	
くぼた みどり 久保田 翠	NPO法人クリエイティブサポートレッツ 理事長	
こいずみ たけお 小泉 武夫	東京農業大学 名誉教授	
こばやし まり 小林 真理	東京大学大学院文化資源学研究室 准教授	
たみや わこ 田宮 話子	常葉学園大学造形学部 准教授	
なかみち いくよ 仲道 郁代	ピアニスト	
ひもり りゅういち 桧森 隆一	嘉悦大学教授・地域産業文化研究所長	
やました とおる 山下 徹	公益財団法人蘇峰会 事務局長	
わたなべ ゆみこ 渡邊 由美子	県文化協会理事、県オペラ協会会長	

以上15名

任 期：平成24年5月23日から平成26年5月22日まで（2年間）

## 4 静岡県文化振興基本条例

平成 18 年 10 月 18 日

静岡県条例第 53 号

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 文化振興基本計画（第 6 条）

第 3 章 文化の振興に関する基本的施策（第 7 条—第 13 条）

第 4 章 静岡県文化政策審議会（第 14 条—第 20 条）

附則

私たちの静岡県は、霊峰富士をはじめとした美しく変化に富んだ自然と温暖な気候に恵まれ、茶、魚、果物その他の豊かな物産を産出する暮らしやすい県であるとともに、古くから東西交通の要衝の地として、東西日本の文化の交流が盛んに行われ、豊かな歴史を刻んできた。これらの風土及び歴史の中で、先人たちが県内外の様々な人々と交流し、ふれあいながらはぐくんできた個性豊かで多様な文化が、各地に様々な存在している。

これらの文化を未来へと継承し、かつ、新しい価値を見出すことにより新たな地域文化として創造し、及び発展させていくためには、様々な地域や人々とのつながりや交流を実感し、かつ、産業、まちづくり、教育、福祉等の分野との連携を図りながら、次代の文化の担い手である子どもをはじめとした文化に関わる様々な人を育てる環境や仕組みを作っていかなければならない。

また、県民の文化に関する価値観や文化との関わり方は、様々であり、持続的に文化を振興していくためには、県民の自主性が尊重されることを旨としつつ、文化を創造し、又は享受する活動が尊重されるとともに、それらの活動を理解し、支援し、仲介する等の文化を支える活動が尊重されなければならない。

私たちは、県民すべての幸せと繁栄のために、これらの課題に取り組むことによって、静岡県の多様な文化資源を生かし、発展させて、個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現を目指すとともに、文化に関する活動を行う権利を県民一人ひとりが互いに尊重しあう社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、及び県の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって個性豊かで創意及び活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第 2 条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支える活動（以下これを「文化活動」という。）を行うことが県民の権利であることにかんがみ、県民が等しく文化活動に参加できるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化の振興に当たっては、県民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 文化の振興に当たっては、文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。

4 文化の振興に当たっては、文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。

5 文化の振興に当たっては、風土及び歴史に培われてきた地域の伝統的な文化が、県民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

(県の役割)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 前項の規定による文化振興施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項について十分に配慮しなければならない。

(1) 文化の内容に介入し、又は干渉することがないようにすること。

(2) 広く県民の意見が反映されるようにすること。

(3) 広域的な視点に立ちながら、市町又は文化活動を行う団体（国及び地方公共団体を除く。）及び個人（以下「民間団体等」という。）では実施が困難なものに取り組むこと。

3 県は、文化振興施策の策定及び実施のために必要な体制を整備するよう努めるとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4条 県は、地域における文化の振興が市町の本来的な役割であることにかんがみ、文化振興施策の推進に当たっては、市町との連携に努めるとともに、市町が文化振興施策を策定し、及び実施するために必要な助言若しくは協力を行うよう努め、又は市町相互の連携が図られるよう努めるものとする。

第5条 県は、民間団体等の自主性及び民間団体等が行う文化活動の多様性に十分に配慮しながら、当該文化活動の相互の連携が促進されるとともに、民間団体等が行う支援活動（文化活動のうち文化を創造し、又は享受する活動を支える活動をいう。以下同じ。）が促進されるよう、環境の整備その他の支援を行うものとする。

## 第2章 文化振興基本計画

第6条

知事は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画（以下「文化振興基本計画」という。）を定めるものとする。

2 文化振興基本計画は、文化振興施策の大綱その他文化の振興に関し必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、文化振興施策と産業、まちづくり、教育、福祉その他の分野における施策との連携が図られるよう配慮するものとする。

4 知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、静岡県文化政策審議会に意見を求めるものとする。

5 知事は、文化振興基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、文化振興基本計画の変更について準用する。

## 第3章 文化の振興に関する基本的施策

(多様な文化資源の把握等)

第7条 県は、独創的で優れた地域文化の形成等を図るため、地域に根ざした伝統文化、新たに創造された地域文化その他の本県の多様な文化資源の把握、保存、継承及び活用の促進、当該文化資源に関する情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動を行う機会の提供等)

第8条 県は、広く県民が文化活動を行う機会の充実を図るため、文化施設の活用又は民間団体等との連携による文化活動を行う機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化活動の充実等)

第9条 県は、次代の文化の担い手となる青少年が豊かな人間性を形成し、創造性をはぐくむことができるようにするため、学校教育における文化活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者等の文化活動が活発に行われるような環境の整備等)

第10条 県は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者の文化活動が活発に行わ

れるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化を創造する活動への支援等)

第11条 県は、本県の文化水準の向上に資するとともに、本県の魅力を高め、及び県民の誇りとなる文化の振興を図るため、世界を視野に入れて文化を創造する活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援活動の普及啓発等)

第12条 県は、民間団体等が行う支援活動が本県における文化の振興に果たす役割の重要性にかんがみ、その促進を図るため、当該支援活動の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域産業の振興等に関する情報の提供等)

第13条 県は、県民の文化活動の促進に資する地域産業の振興を図るとともに、当該地域産業による地域文化の形成を促進するため、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第4章 静岡県文化政策審議会

(設置及び所掌事務)

第14条 県に、静岡県文化政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 文化振興基本計画に関し、第6条第4項に規定する意見を述べること。
- (2) 知事の諮問に応じ、文化の振興に関する基本的事項について調査審議すること。
- (3) 知事の諮問に応じ、文化振興施策の目標の達成度、効果等について検証し、及び評価すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化の振興に関し必要な事項について調査審議し、知事に意見を述べること。

(組織)

第15条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

(任期)

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第19条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

(委任)

第20条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。